

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十三年 二月二十八日

目次

監査委員告示

行政監査の結果	(監 査 委 員)	一 一
事務事業監査の結果	(同)	一 六
財政的援助団体等監査の結果	(同)	三 〇

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき行政監査をしたので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十三年二月二十八日

岐阜県監査委員	伊 藤 正 博
岐阜県監査委員	矢 野 成 剛
岐阜県監査委員	帆 谷 信 一
岐阜県監査委員	水 谷 雄 二
岐阜県監査委員	神 戸 正 雄

第 1 監査のコース及び選定理由

1 監査のコース

「資金貸付特別会計の運用状況等について」

2 選定理由

平成21年度の県財政は、公債費や社会保障関係経費などの義務的経費が増加する一方で、急激な景気後退の中で県税収入は大幅に減少するなど、未曾有の財源不足への対応が迫られる大変厳しい状況であった。そのため、県は、活用可能な積立基金の全額（約228億円）取崩し等により臨時的な歳入を最大限確保したほか、事業の徹底した見直し、投資的経費・人件費の抑制などにより、約570億円にも及ぶ多額の財源不足の解消を図った。しかし、平成21年度の主要な財政指標のうち、経常収支比率¹は98.9%（20年度は99.1%）、実質公債費比率²は19.1%（20年度は17.6%）であり、実質公債費比率が18%を超えるに至ったため、地方財政法に基づき地方債

の発行に際して国の許可を要する起債許可団体に転じるなど、依然として財政構造の弾力性が損なわれた状態が続いている。

また、平成21年度からの4年間は「緊急財政再建期間」としてあらゆる角度から財政構造を見直し、平成25年度当初予算では、構造的な財源不足の解消を目指すこととしている。

そのような中、平成21年度の特別会計全体の実質収支額は60億円の黒字であり（表1）前年度に比べて9億円余増加と県全体の財政状況と様相を異にしている。

そのため、特別会計ごとの収支状況を確認したところ、特に資金貸付を行う母子寡婦福祉資金貸付特別会計、中小企業振興資金貸付特別会計及び林業改善資金貸付特別会計³（以下「資金貸付特別会計」という。）の実質収支額の黒字が大きいことから、その運用状況等について監査を実施することとした。

【表1】平成21年度特別会計決算額及び実質収支額

単位：円

特別会計名	決算額		実質収支額 (A) - (B)
	収入済額 (A)	支出済額(繰越額を含む) (B)	
公債管理特別会計	146,024,902,650	146,024,902,650	0
乗用自動車管理特別会計	73,555,936	69,849,051	3,706,885
用度事業特別会計	323,860,666	321,018,275	2,842,391
災害救助基金特別会計	6,285,326	6,285,000	326
中小企業振興資金貸付特別会計	6,913,717,349	2,287,990,684	4,625,726,665
農業改良資金貸付特別会計	336,813,326	158,537,859	178,275,467
県営住宅特別会計	1,128,710,568	1,072,003,061	56,707,507
林業改善資金貸付特別会計	535,682,934	90,643,494	445,039,440
流域下水道特別会計	7,064,004,858	6,427,182,952	636,821,906
母子寡婦福祉資金貸付特別会計	291,437,528	237,320,018	54,117,510
徳山ダム上流域公有地化特別会計	1,526,894,400	1,526,894,400	0
合 計	164,225,865,541	158,222,627,444	6,003,238,097

収入済額は調定額から不納欠損額と収入未済額を除いた額

出典：平成21年度 決算に関する附属書

*1 財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。

*2 県債(借入金)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの(決算年度、決算前年度及び決算前々年度3か年の平均値)。

*3 本来は農業改良資金貸付特別会計も選定対象に含まれるが、関係法令が改正され、従来は県で行っていた資金貸付業務が平成22年10月に日本政策金融公庫に移管された。それに伴い同特別会計についても整理される予定であることから、今回は監査対象から除外することとした。

第2 監査の概要

- 1 監査実施期間
平成22年10月から平成23年1月まで

2 監査対象機関

次の資金貸付特別会計を所管する4機関(表2)

【表2】監査対象特別会計及び所管する機関

監査対象とする特別会計	所管する機関
1 母子寡婦福祉資金貸付特別会計	健康福祉部子ども家庭課
2 中小企業振興資金貸付特別会計	商工労働部中小企業課
3 林業改善資金貸付特別会計	林政部県産材流通課 林政部森林整備課

3 監査の実施内容

監査の実施方法

監査対象とした資金貸付特別会計を所管する機関から提出された行政監査調査に基づき、書面調査を行うとともに書記による実地調査を行い、その結果を踏まえ、監査委員による本監査を実施した。

監査対象期間
平成21年度を監査対象とし、必要に応じて過去5年間（17年度から21年度）の状況についても調査した。

4 監査の着眼点

以下の点に着眼して監査を実施した。

- 資金貸付特別会計の運用状況について
- 設置目的に沿った貸付計画及び貸付実績となっているか。
- 資金貸付特別会計の収支状況について
- 資金貸付特別会計の収支状況はどのようなになっているか。
- 貸付需要に見合った適正な規模にするための検討が行われているか。
- 資金貸付特別会計の自主納付等の状況について
- 繰越金が発生している場合に自主納付及び県一般会計への繰出等が検討されているか。

第3 監査の結果及び意見

監査対象とした資金貸付特別会計は、それぞれ法律に基づき特別会計により区分して整理することが定められている。

1 資金貸付特別会計の現状について

平成17年度から平成21年度までの貸付計画及び貸付実績の推移
資金貸付特別会計の平成17年度から21年度までの貸付計画及び貸付実績（件数及び金額）は表3のとおりであった。

【表3】資金貸付特別会計の貸付計画及び貸付実績

単位：件数、千円

特別会計名	計画・実績		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
	件数	金額										

母子福祉福祉 資金貸付特別 会計	計画 実績	401		209,000		426		221,000		482		240,000		481		253,000		477		260,000	
		計画	実績	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業振興 資金貸付特別 会計	計画 実績	-		801,736		-		2,146,160		-		6,705,690		-		4,311,240		-		1,427,700	
		79	568,237	77	1,601,798	56	5,847,290	34	2,754,471	36	498,321										
林業改善資金 貸付特別会計	計画 実績	28		207,123		28		207,057		28		206,782		26		206,630		27		135,013	
		2	11,200	6	52,658	6	71,000	4	48,830	3	6,060										

注) 中小企業振興資金貸付特別会計の貸付計画は金額のみ設定している。

平成17年度から平成21年度までの決算の推移
各資金貸付特別会計の平成17年度から21年度までの決算状況（収入済額、支出済額、実質収支額）は表4のとおりであった。

【表4】資金貸付特別会計の決算状況

単位：円

特別会計名	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
母子福祉福祉資金貸付特別会計	225,667,503	239,022,709	257,381,299	279,111,628	291,437,528
中小企業振興資金貸付特別会計	6,563,463,417	7,208,907,798	10,611,494,432	7,120,428,370	6,913,717,349
林業改善資金貸付特別会計	530,560,520	555,945,834	556,654,334	541,274,233	535,682,934

支出済額（B）

単位：円

特別会計名	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
母子福祉福祉資金貸付特別会計	207,440,281	224,785,234	225,760,411	216,517,679	237,320,018
中小企業振興資金貸付特別会計	2,639,236,751	3,830,960,275	7,326,771,956	3,381,857,214	2,287,990,684
林業改善資金貸付特別会計	12,510,369	53,901,299	72,620,750	50,181,971	90,643,494

実質収支額（A） - （B）

単位：円

特別会計名	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------

母子寡婦福祉資金貸付特別会計	18,227,222	14,237,475	31,620,888	62,593,949	54,117,510
中小企業振興資金貸付特別会計	3,924,226,666	3,377,947,523	3,284,722,476	3,738,571,156	4,625,726,665
林業改善資金貸付特別会計	518,050,161	501,944,535	484,033,584	491,092,262	445,039,440

出典：決算に関する附属書

2 総合的な意見

今回、資金貸付特別会計の運用状況等について監査したところ、次のとおり、検討を要する事項が見受けられた。

資金貸付特別会計の運用状況について

今回監査対象とした資金貸付特別会計は、いずれも希望する者に対して資金の貸付を行う会計であり、貸付を行った件数及び金額により貸付実績が形成される。中小企業振興資金貸付特別会計及び林業改善資金貸付特別会計の資金貸付目的は、規模拡大等の設備投資を行うための投資的資金が主であることから、現在の経済状況を反映して資金需要が低迷し、貸付実績が計画を下回っていた。しかし、貸付計画の見直しが十分に行われず、毎年度実績が計画を大きく下回る状況が続いていたので、適切な資金需要の把握に努め、実態に即した貸付計画の策定が必要である。

資金貸付特別会計の収支状況について

資金貸付特別会計は、貸付を受けた者からの償還金を貸付財源に充当することを経り返す、いわゆる「回転資金方式」により運営している。しかし、母子寡婦福祉資金貸付特別会計及び中小企業振興資金貸付特別会計においては、貸付金の償還が滞っており収入未済額が年々積み上がっている状況であった。その結果、母子寡婦福祉資金貸付特別会計では貸付財源が不足し、毎年度一般会計からの繰入等を行っていたので、本来の回転資金方式による運用となるよう、償還回収により一層努められたい。

また、中小企業振興資金貸付特別会計及び林業改善資金貸付特別会計において、決算額と予算額が著しくかい離しており、その結果、実質収支が大幅な赤字となり、多額の繰越金が発生していた。今後は、制度の普及促進を図った上で、適切な資金需要の把握、実績の向上等により繰越金の削減に努め、収支の均衡、ひい

ては資金貸付特別会計の規模の適正化を図りたい。

資金貸付特別会計の自主納付等の状況について

一部の資金貸付特別会計において、資金需要の低迷等により、多くの資金が活用されず毎年度繰越金として計上されている事態は、現在の県の財政状況から適当ではない。その一方で、一般会計において実施されている事業者等への運転資金や借換資金に対する需要が想定される⁴ことから、現在ある予算を県としてどのように有効活用するかについて見直しを行う必要がある。

また、国庫補助金等を原資の一部としている資金貸付特別会計については、国からの通知等により各都道府県に対して資金規模の見直しを求めているものもあり、実際に林業改善資金貸付特別会計では通知等に基づいて規模を見直し、国に対して自主納付するとともに県一般会計への繰出を行っていた。

今後、県の財政状況を鑑み、国の通知等に則って繰越金の一部を国に自主納付するとともに県一般会計へ繰り出す検討が必要である。

*4 所管課である中小企業課が平成21年度に実施した県制度融資の新規融資実績は820億円であり、そのうちの8割超が運転資金目的であった。

第4 各資金貸付特別会計の監査結果及び意見

1 母子寡婦福祉資金貸付特別会計
(所管課：健康福祉部子ども家庭課)

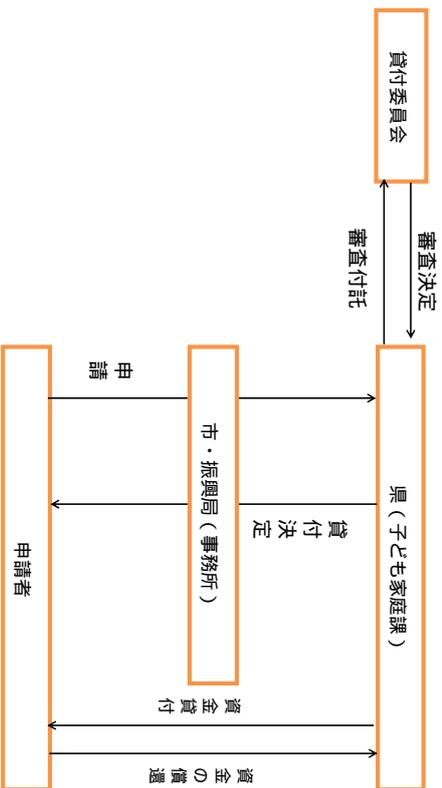
母子寡婦福祉資金貸付特別会計の概要

母子寡婦福祉資金貸付特別会計は、母子及び寡婦福祉法に基づき、都道府県が資金を貸し付けることを目的として設置されている。特別会計の原資は、国からの借入金(県債)と県一般会計からの繰入金であり(国2/3、県1/3)その運営は、貸付を受けた者からの償還金を受け入れ、これを貸付財源に充当することを繰り返す「回転資金方式」により運営している。

母子寡婦福祉資金は目的にあわせて修学資金等の計2種類の資金に区分され、その種類により利子の有無、償還期間等が異なる。

母子寡婦福祉資金の申請にあたっては、申請人が市又は振興局（振興局事務所）を経由して県（子ども家庭課）に申請し、県は「母子及び寡婦福祉資金貸付金貸付委員会」に審査を付託する。その審査結果を踏まえて県が貸付の決定を行い、貸付金の交付を行っている（図1）。

【図1】母子寡婦福祉資金の流れ



母子寡婦福祉資金貸付特別会計の運用状況について

【監査結果】

平成17年度から21年度までの貸付計画及び貸付実績は、表5のとおりであった。貸付計画は前年度の実績を反映して金額等を算出しており、貸付実績は過去5年間に於いてやや増加傾向であった。また各年度の計画と実績において大きなかい離はなかった。

【表5】母子寡婦福祉資金の貸付計画及び貸付実績

(単位：件、千円)

	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
	件数	金額								
貸付計画	401	209,000	426	221,000	482	240,000	481	253,000	477	260,000
貸付実績	434	204,320	466	221,824	453	222,976	448	213,789	470	234,508

計画実施率	108.2%	97.8%	109.4%	100.4%	94.0%	92.9%	93.1%	84.5%	98.5%	90.2%
-------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

母子寡婦福祉資金貸付特別会計の収支状況について

貸付実績の金額については千円未満切り捨て

【監査結果】

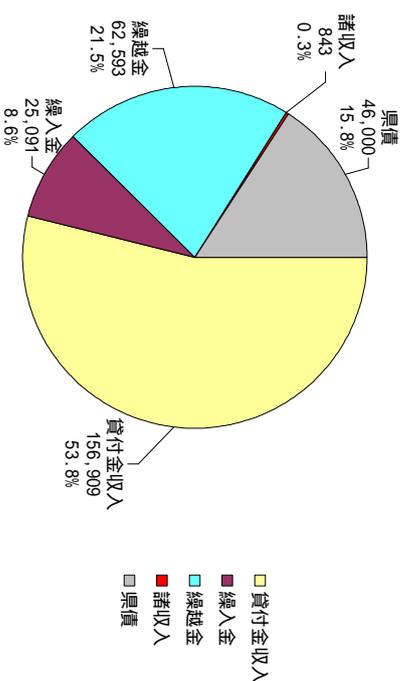
A. 収入の状況

収入の内訳は貸付金収入（貸付先からの回収額）繰入金（一般会計からの繰入金）繰越金及び県債等であり、平成21年度の構成比は多い順に貸付金収入、繰越金、県債、繰入金であった（グラフ1）。予算現額と収入済額を比較したところ、特にかい離していなかった（表6）。

【グラフ1】母子寡婦福祉資金貸付特別会計の収入済額内訳

(平成21年度)

(単位：千円、%)



【表6】母子寡婦福祉資金貸付特別会計の収入予算現額と収入済額の比較

(平成21年度)

単位：円

	貸付金収入	繰入金	繰越金	諸収入	県債	計
予算現額 (A)	152,228,000	25,385,000	38,586,000	1,166,000	46,000,000	263,338,000
収入済額 (B)	156,909,559	25,091,000	62,593,949	843,020	46,000,000	291,437,528

差額(B) - (A)	4,681,559	267,000	24,007,949	322,980	0	28,089,528
-------------	-----------	---------	------------	---------	---	------------

貸付金収入の収入済額は平成21年度で約156,909千円と収入全体の約半分を占めているが、収入未済額も約89,529千円と多い状況であった。その理由としては生活困窮により返済が滞っているものなどであり、収入未済額は年々増加していた(表7)。

そのため、需要は横ばいであっても供給源となる貸付金の償還が進んでいないことから資金不足が生じ、不足分を一般会計からの繰入れや県債による充当によって資金需要に見合った収入を確保している状況であった。

【表7】母子寡婦福祉資金貸付特別会計の収入予算現額と収入済額の推移

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
予算現額(A)	212,586,000	231,384,000	243,417,000	256,404,000	263,338,000
収入済額(B)	225,667,503	239,022,709	257,381,299	279,111,628	291,437,528
差額(B) - (A)	13,081,503	7,638,709	13,964,299	22,707,628	28,099,528
【参考】収入未済額	66,902,461	70,591,914	77,803,265	83,446,537	89,529,311

単位：円

B. 支出の状況

支出の内訳は貸付金とそれに付随する事務費からなり、貸付金がその大半を占めていた。また、支出に関する予算現額と決算額を比較したところ、平成21年度では約26,017千円の不用額が計上されており、その大半は貸付金によるものであった。この状況は過去5年間についても同様であった(表8)。

【表8】母子寡婦福祉資金貸付特別会計の支出予算現額と支出済額の比較

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
予算現額(A)	212,586,000	231,384,000	243,417,000	256,404,000	263,338,000
支出済額(B)	207,440,281	224,785,234	225,760,411	216,517,679	237,320,018

単位：円

不用額(A) - (B)	5,145,719	6,598,766	17,656,589	39,886,321	26,017,982
--------------	-----------	-----------	------------	------------	------------

C. 収支の状況

母子寡婦福祉資金貸付特別会計の収支状況は、平成21年度では約54,117千円の黒字であり、前年度と比べて黒字額がやや減少していた(表9)。

【表9】母子寡婦福祉資金貸付特別会計の実質収支額

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
実質収支額	18,227,222	14,237,475	31,620,888	62,593,949	54,117,510

単位：円

【監査意見】

母子寡婦福祉資金貸付特別会計は、収入の大半を占める貸付金収入の収入未済額が多く収入の見込みが立てにくいこと、制度目的により貸渡りになってはいけないことなどから需要予測が難しい状況であった。しかし、資金不足により一般会計からの繰入等を行っている一方で、実質収支額が黒字となり繰越金が発生していることから、需要予測をより一層精査することで一般会計からの繰入金等を減らすよう努められたい。

また、収入未済額が年々増加した結果、貸付財源が不足し毎年度一般会計からの繰入等を行っていたので、貸付先に対して制度趣旨の理解を求めていくとともに、本来の回転資金方式による運用となるよう債権回収により一層努められたい。

母子寡婦福祉資金貸付特別会計の自主納付等の状況について

【監査結果】

母子及び寡婦福祉法では資金の一部を国に返還すること(自主納付)を認めている(第37条第4項)。また、自主納付を行った場合に一定額を特別会計から都道府県の一般会計へ繰り出すことを認めている(同条第5項)。県における自主納付の実施状況について確認したところ、毎年度一般会計からの繰入等を行っていることもあり、過去に自主納付を行ったことはなかった。また、現在の収支状況から自主納付を行うことは難しい状況であった。

2 中小企業振興資金貸付特別会計
 (所管課：商工労働部中小企業課)

中小企業振興資金貸付特別会計の概要

中小企業振興資金貸付特別会計は昭和31年度に設置された特別会計が基となっており、その中で2つの資金（小規模企業者等設備導入資金、中小企業高度化資金）について区分して経理している⁵。

小規模企業者等設備導入資金

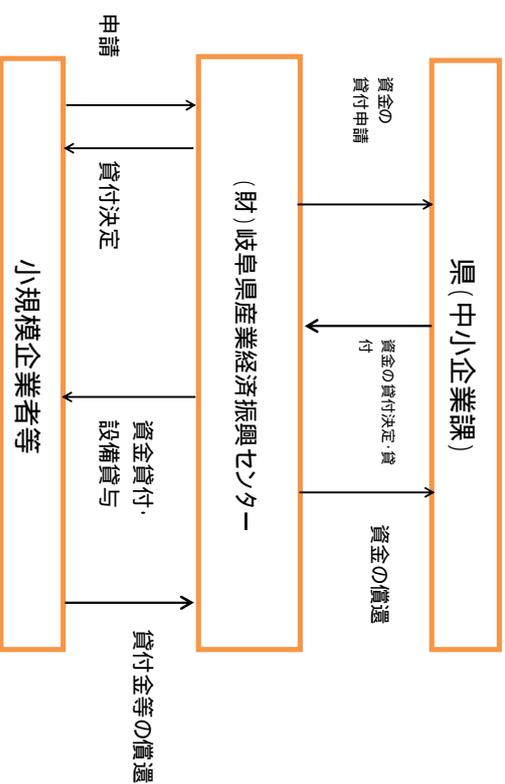
小規模企業者等設備導入資金は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき資金貸付又は設備貸与を行う事業である。同法において、この資金に係る経理は特別会計を設置して行うことを定めており（法第10条）、県では中小企業振興資金貸付特別会計を設置している。

特別会計の原質は、国からの借入金と県一般会計からの繰入金であり（国1/2、県1/2）、その運営は、貸付を受けた者からの償還金を受け入れ、これを貸付財源に充当することを繰り返す「回転資金方式」により運営している。

なお、本資金の貸付に係る事務については、法で定める貸与機関である財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「産経センター」という。）が実施している。県は貸付の需要に応じて資金の一部を無利息で産経センターに対して貸付を行い、その貸付金を基に産経センターが小規模企業者等に対して、資金貸付又は設備貸与を行っている。そして、小規模企業者等からの償還金については産経センターに償還され、産経センターは小規模企業者等からの償還金とは別に県からの借入金について償還を行っている（図2）

*5 中小企業振興資金貸付特別会計において、平成14年度まで県が実施していた県単独貸与資金の償還についても併せて経理している。

【図2】小規模企業者等設備導入資金の流れ



小規模企業者等設備導入資金により産経センターが行う事業には、資金の貸付を行う設備資金貸付事業と、産経センターが必要な設備を購入し小規模事業者等に貸与等（割賦・リース）を行う設備貸与事業とがある。設備資金貸付事業については県が貸付金全額を産経センターに貸付を行い、設備貸与事業については県が貸付金の1/2を産経センターに貸付を行っている（残り1/2は産経センターによる自己調達）。

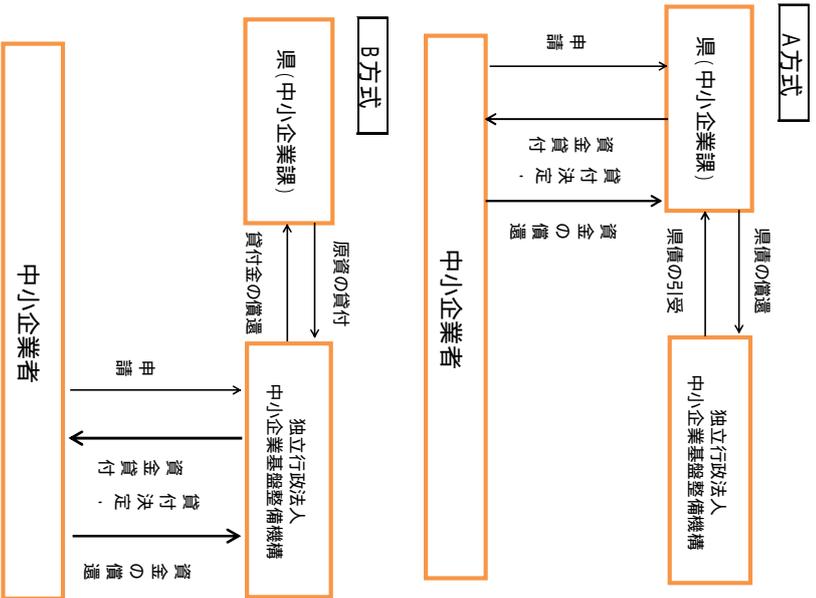
設備資金貸付事業及び設備貸与事業の申請にあたって、小規模企業者等は産経センターに申請を行い、産経センターはその内容を審査した上で貸付又は貸与の決定を行い、産経センターが資金の交付又は設備の貸与を行っている。

中小企業高度化資金

中小企業高度化資金は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）と連携して資金の貸付を行う事業である。この資金に係る経理は、小規模企業者等設備導入資金助成法により小規模企業者等設備導入資金と併せて特別会計で経理できることとされている（法第10条）。特別会計の原質は、機構からの借入金（機構が県債を引受け）と県一般会計からの繰入金であり、その運営は、

貸付を受けた者からの償還金を受け入れ、これを貸付財源に充当することを繰り返す「回転資金方式」により運営している。
 中小企業高度化資金の貸付方法には、県が主体となって事業費の8割以内を貸し付ける「A方式」と県が事業費の1割以内を機構に支出し機構が主体となって貸付を行う「B方式」とがある(図3)。

【図3】中小企業高度化資金の流れ



中小企業振興資金貸付特別会計の運用状況について

【監査結果】

小規模企業者等設備導入資金
 平成17年度から21年度までの貸付計画及び貸付実績は、表10のとおりであった。

【表10】小規模企業者等設備導入資金の貸付計画及び貸付実績

資金種別	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
	件数	金額								
設備資金貸付	-	300,000	-	300,000	-	300,000	-	300,000	-	300,000
設備貸与	-	500,000	-	500,000	-	500,000	-	500,000	-	200,000
計	-	800,000	-	800,000	-	800,000	-	800,000	-	500,000

【注】(単位:件、千円)
 件数については特に定めていない。設備貸与については準備金分のみ。

資金種別	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
	件数	金額								
設備資金貸付	17	148,450	18	247,400	16	287,130	8	88,980	8	85,350
設備貸与	61	418,051	56	345,078	34	184,240	21	99,421	25	140,411
計	78	566,501	74	592,478	50	471,370	29	188,401	33	225,761
計画実施率	70.8%		74.1%		58.9%		23.6%		45.2%	

【注】(単位:件、千円、%)
 設備貸与については準備金分のみ。

貸付計画は平成17年度から20年度までは毎年度8億円を計上していたが、平成21年度は5億円と大幅に減少していた。貸付実績は平成19年度までは50件以上の実績があったが、平成20年度からは実績が大幅に減少していた。そのため、計画と実績を比較すると実績が計画を大きく下回っている状況であった。

中小企業高度化資金
 平成17年度から21年度までに行った貸付計画及び貸付実績は、表11のとおりであった。

【表11】中小企業高度化資金の貸付計画及び貸付実績

【貸付計画】	【貸付実績】				
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(単位:件、千円)					

資金種別	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
A方式	-	-	2	1,344,400	4	5,904,000	4	3,509,980	3	926,440
					(1)	(4,010,000)	(1)	(2,005,000)		
B方式	1	1,736	1	1,760	1	1,880	1	1,260	1	1,260
計	1	1,736	3	1,346,160	5	5,905,880	5	3,511,240	4	927,700

件数・金額の「」は基金造成のための産経センターへの貸付金で概り内数

【貸付実績】

(単位:件、千円、%)

資金種別	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
A方式	0	-	2	1,007,560	5	5,374,240	4	2,564,810	2	271,300
					(1)	(4,010,000)	(1)	(2,005,000)		
B方式	1	1,736	1	1,760	1	1,880	1	1,260	1	1,260
計	1	1,736	3	1,009,320	6	5,375,920	5	2,566,070	3	272,560
計画実施率	100.0%	100.0%	100.0%	75.0%	120.0%	91.0%	100.0%	73.1%	75.0%	29.4%

A方式:県の主体となって貸付 B方式:機構が主体となって貸付
件数・金額の「」は基金造成のための産経センターへの貸付金で概り内数

貸付計画は平成19年度及び20年度に大幅に増加しており、貸付実績も計画と同様の状況であった。増加の原因は、県が基金造成のため産経センターに貸付を行った(19年度4,010,000千円、20年度2,005,000千円)事業が含まれていることによるものであった。それら基金造成を除いた過去5年間の貸付実績は金額では約1,736千円から約1,365,920千円であり、件数では最大5件であった。

*6 平成19年度は岐阜県地域活性化ファンド事業(10年償還)のための基金を、平成20年度は岐阜県農商工連携ファンド事業(10年償還)のための基金を造成した。これらは基金の運用益をもって、地域資源を活用した創業・経営革新や地域経済の活性化につながる取組に対して助成する事業である。

【監査意見】

小規模企業者等設備導入資金の貸付実績は貸付計画を下回る状況が続いていたが、計画の見直しが行われておらず、計画と実績が乖離する状況が続いていた。21年度に計画の見直しを行っていたが、実績との乖離は解消していない状

況のため、資金需要をより一層的確に把握し、実態に即した貸付計画の策定に努められたい。

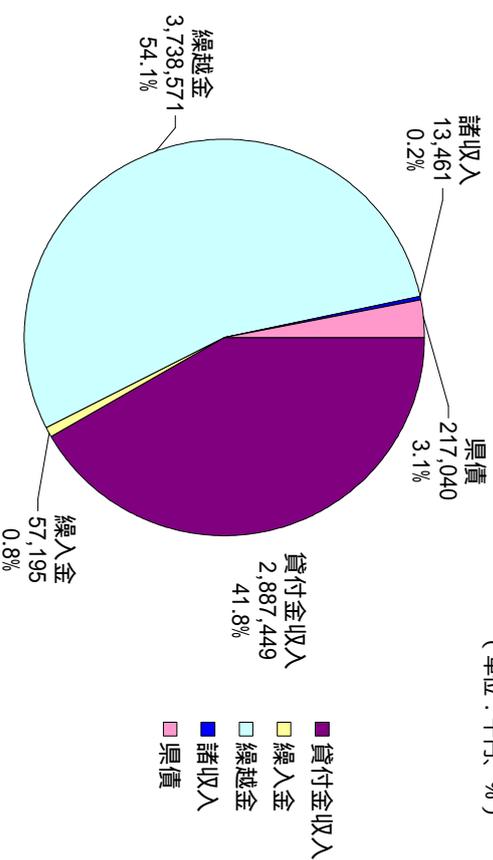
中小企業振興資金貸付特別会計の収支状況について

【監査結果】

A. 収入の状況

収入状況の内訳は貸付金収入(貸付先からの回収額)、繰入金(一般会計からの繰入金)、繰越金及び県債等であり、大半は貸付金収入及び繰越金であった(グラフ2)。

【グラフ2】中小企業振興資金貸付特別会計の収入内訳(平成21年度)
(単位:千円、%)



また、平成21年度の前算額と収入済額を比較したところ、前算現額では繰越金が9,579千円計上されていたが、収入済額は約3,738,571千円であり、前算現額を大きく上回っていた(表12)。

【表12】中小企業振興資金貸付特別会計の収入前算現額と収入済額の比較
(平成21年度)

	貸付金収入	繰入金	繰越金	諸収入	果債	計
子算現額 (A)	2,702,658,000	67,180,000	9,579,000	11,332,000	252,000,000	3,042,749,000
収入済額 (B)	2,887,449,119	57,195,500	3,738,571,156	13,461,574	217,040,000	6,913,717,349
差額 (B) - (A)	184,791,119	9,984,500	3,728,992,156	2,129,574	34,960,000	3,870,968,349

単位：円

平成21年度の貸付金収入の収入済額は約2,887,449千円であったが、一方で収入未済額は約2,010,794千円であり、その額は年々増加していた(表13)。多額の収入未済があるにもかかわらず、繰越金の額は平成21年度で約3,738,571千円と貸付金収入を上回る金額となっており、その結果、収入済額が予算現額を大きく上回っていた。この状況は、少なくとも過去5年間(平成17年度から21年度)においても同様であった。

【表13】中小企業振興資金貸付特別会計の収入予算現額と収入済額の推移

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
子算現額 (A)	2,883,791,000	4,140,600,000	7,811,187,000	4,252,941,000	3,042,749,000
収入済額 (B)	6,563,463,417	7,208,907,798	10,611,494,432	7,120,428,370	6,913,717,349
差額 (B) - (A)	3,679,672,417	3,068,307,798	2,800,307,432	2,867,487,370	3,870,968,349
【参考】収入未済額	1,491,819,499	1,651,101,763	1,801,071,275	1,944,624,218	2,017,162,408

単位：円

小規模企業者等設備導入資金

平成21年度の収入内訳は、前年度からの繰越金が約3,482,752千円、貸付金収入が約567,900千円、諸収入が約9,340千円であり、収入の大半を前年度からの繰越金で占めていた。この状況は少なくとも過去5年間にわたって続いており、その金額はほぼ横ばいの状況であった。また、諸収入の大半は預金利息であり、これは繰越金を資産運用することによって生じていたものであった。

中小企業高度化資金

平成21年度の収入内訳は、貸付金収入が2,303,118千円、前年度からの繰越金が約233,086千円、果債が217,040千円、繰入金が約57,195千円、諸収入が約4,120千円であり、貸付金収入が収入の大半を占めていた。諸収入の多くは預金利息で

あったが、繰越金が小規模企業者等設備導入資金と比較して少ないため、預金利息も少ない状況であった。

B. 支出の状況

支出については、小規模企業者等設備導入資金と中小企業高度化資金のそれぞれについて事務費助定と貸付金助定とに区分して経理を行っていた。また、中小企業振興資金貸付特別会計全体の支出に関する平成17年度から21年度の子算現額と決算額を比較したところ、平成21年度では約754,758千円の不用額が計上されており、その大半は中小企業高度化資金によるものであった(表14)。

【表14】中小企業振興資金貸付特別会計の支出予算現額と支出済額の比較

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
子算現額 (A)	2,883,791,000	4,140,600,000	7,811,187,000	4,252,941,000	3,042,749,000
支出済額 (B)	2,639,236,751	3,830,960,275	7,326,771,956	3,381,857,214	2,287,990,684
不用額 (A) - (B)	244,554,249	309,639,725	484,415,044	871,083,786	754,758,316

単位：円

小規模企業者等設備導入資金

支出状況の内訳は貸付金とそれに付随する事務費からなり、大半を貸付金で占めていた。

中小企業高度化資金

支出状況の内訳は貸付金、果債の償還金とそれに付随する事務費からなり、大半が果債の償還金であった。これは貸付者からの償還金を減入として特別会計に受け入れたのち、果債への償還金として歳出していることによるものであった。

C. 収支の状況

中小企業振興資金貸付特別会計の実質収支額は、平成21年度においては約4,625,726千円であり、前年度に比べると大幅に増加していた。この実質収支額の大半は、小規模企業者等設備導入資金の繰越金であり、同資金の貸付実績が伸び悩んでいる一方、過去の貸付金の回収等により多額の資金が特別会計において滞留している結果であり、この状況が少なくとも過去5年間にわたって継続している状況

が見受けられた(表15)。

【表15】中小企業振興資金貸付特別会計の実質収支額

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
実質収支額	3,924,226,666	3,377,947,523	3,284,722,476	3,738,571,156	4,625,726,665

単位：円

【監査意見】

中小企業振興資金貸付特別会計の決算額と予算額が著しくかい離しており、その結果、実質収支額は30億円を超える多額の状況で推移していた。これは現在の経済状況から設備投資を目的とする資金の貸付実績が少なにもかわらず、予算の見直しを適宜行っていないためであると考えられる。今後は、制度の普及促進を図ったうえで、適切な資金需要の把握、実績の向上等により繰越金の削減に努め、収支の均衡、ひいては適正な会計規模の確保に努められたい。

中小企業振興資金貸付特別会計の自主納付等の状況について

【監査結果】

小規模企業者等設備導入資金については、小規模企業者等設備導入資金助成法において資金の一部を国に返還することを認めている(第13条第3項)。それに併せて、一定額を都道府県の一般会計へ繰り出すことを認めている(同条第4項)。また、小規模企業者等設備導入資金の繰越金が全国的に滞留していたため、所管官庁である中小企業庁は、平成14年度に各都道府県に対して、活用されていない資金については国への返還を検討するよう通知していた⁷。

県における自主納付の実施状況については平成17年度から21年度の間計94,008千円の自主納付を行っていた(表16)。

*7 平成14年10月1日付け中小企業庁長官通知「小規模企業者等設備導入資金の貸付事業の運用について」

【表16】自主納付の実施状況

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	計
単位：千円						

自主納付額	23,208	42,411	17,454	10,935	-	94,008
一般会計への繰出金	23,198	42,394	17,447	10,930	-	93,969

しかし、この自主納付分は県が貸倒引当金の一部を産経センターに補助する円滑化準備資金補助事業⁸を実施するにあたり、その財源として補助金相当額を特別会計から県一般会計に繰り入れるとともに、同額を国に償還したものの(特別会計の原資が県1/2、国1/2であるため)であり、会計規模の見直しによる自主納付ではなかった。

なお、中小企業高度化資金については、国からの借入金がないことから、自主納付にあたるものはなかった。

*8 産経センターが実施する小規模企業者等設備導入資金(設備貸与事業)に関して、貸倒引当金を計上するにあたり、その費用の一部を補助金として交付するもの。

【監査意見】

小規模企業者等設備導入資金助成法において、自主納付及び一般会計への繰出の規定を定めていることから、繰越金の有効活用を図るため、県は会計規模の見直しによる自主納付を実施し、併せて県一般会計への繰出を行うことを検討されたい。

ちなみに、繰越額の2分の1について国への自主納付等を行うとして試算すると、平成21年度決算に基づく小規模企業者等設備導入資金の自主納付検討対象額は約19億円となる。そのうち、当初の支出割合(県1/2、国1/2)に基づき、約9億円を国に自主納付し、残りの約9億円を県一般会計へ繰り出すこととなる。

3 林業改善資金貸付特別会計
(所管課：林政部県産材流通課、森林整備課)

林業改善資金貸付特別会計の概要
林業改善資金貸付特別会計は昭和51年度から設置された特別会計であり、その中

注で2つの資金（林業・木材産業改善資金、林業就業促進資金）について区分して整理している。

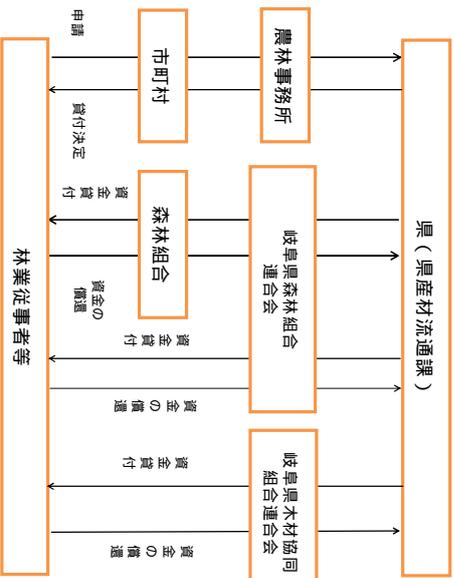
林業・木材産業改善資金（所管課：林政部県産材流通課）

林業・木材産業改善資金は、林業・木材産業改善資金助成法に基づき、資金貸付を行う事業である。この資金に係る経理は、特別会計を設置して行うことを定めており（第13条）、それに基づいて県では林業改善資金貸付特別会計を設置している。

林業・木材産業改善資金の原資は、国からの補助金と県一般会計からの繰入金であり（国2 / 3、県1 / 3）、その運営は、貸付を受けた者からの償還金を受け入れ、これを貸付財源に充当することを繰り返す「回転資金方式」により運営している。

林業・木材産業改善資金の貸付を行うに当たっては、林業従事者が市町村、農林事務所を経由して県（県産材流通課）に申請を行い、県は審査の上貸付決定を行った後、岐阜県森林組合連合会又は岐阜県木材協同組合連合会を経由して林業従事者等に対して貸付を実施している（森林組合連合会は森林組合を経由する場合あり。図4）。

【図4】林業・木材産業改善資金の流れ



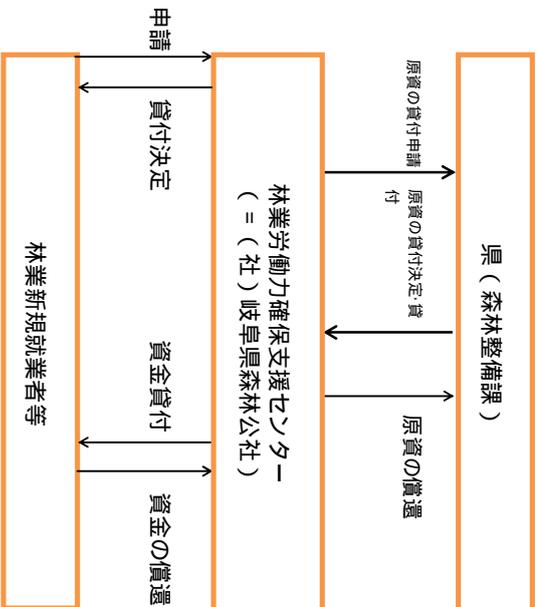
林業就業促進資金（所管課：林政部森林整備課）

林業就業促進資金は、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、資金の貸付を行う事業である。この資金に係る経理は、同法により林業・木材産業改善資金と併せて特別会計で経理ができることとされている（第27条）。

林業就業促進資金の原資は、国からの補助金と県一般会計からの繰入金であり（国2 / 3、県1 / 3）、その運営は、貸付を受けた者からの償還金を受け入れ、これを貸付財源に充当することを繰り返す「回転資金方式」により運営している。

なお、本資金の貸付に係る事務については、県が指定した林業労働力確保支援センター（社団法人岐阜県森林公社を指定。以下「支援センター」という。）に委託して実施している。県は貸付の需要に応じて資金の一部を無利息で支援センターに対して貸付を行い、その貸付金を基に支援センターが林業新規就業者等に対して、資金貸付を行っている。そして、林業新規就業者等からの償還金については支援センターに償還され、支援センターは県からの借入金について償還を行っている（図5）。

【図5】林業就業促進資金の流れ



林業改善資金貸付特別会計の運用状況について

【監査結果】

林業・木材産業改善資金

平成17年度から21年度までの貸付計画及び貸付実績は、表17のとおりであった。

【表17】 林業・木材産業改善資金の貸付計画及び貸付実績

	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
	件数	金額								
貸付計画	20	200,000	20	200,000	20	200,000	20	200,000	20	128,000
貸付実績	2	11,200	6	52,658	6	71,000	3	47,460	2	4,800
計画実施率	10.0%	5.6%	30.0%	26.3%	30.0%	35.5%	15.0%	23.7%	10.0%	3.8%

(単位：件、千円、%)

貸付計画は、平成17年度から20年度まで20件2億円と同額となっていたが、21年度に金額の見直しを行い減額していた。しかし、貸付実績は、最も多かったのは平成19年度の6件71,000千円で、平成21年度は2件4,800千円と過去5年間のうち最も少なかった。そのため、計画と実績を比較すると、実績が計画を大きく下回っている状況であった。

林業就業促進資金

林業就業促進資金には、林業新規就業者に対する研修費用等の貸付を行う就業研修資金と、就業準備資金の2つがあり、平成17年度から21年度までの貸付計画及び貸付実績は、表18のとおりであった。

【表18】 林業就業促進資金の貸付計画及び貸付実績

(単位：件、千円、%)

	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
	件数	金額								
就業研修資金	3	3,000	3	3,000	3	3,000	4	4,200	4	4,200
就業準備資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画	5	4,123	5	4,057	5	3,782	2	2,430	3	2,813

	実績	0	0	0	0	0	0	1	1,370	1	1,260
計画実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	20.7%	14.3%	18.0%

貸付計画は平成17年度から21年度において、件数の合計が6件から8件、金額の合計が6,630千円から7,123千円とほぼ横ばいで推移していたが、貸付実績は平成20年度、21年度にそれぞれ1件であり、ほとんど実績がない状況であった。そのため、計画と実績を比較したところ、実績が計画を大きく下回っている状況であった。

【監査意見】

林業改善資金貸付特別会計において、資金の貸付実績は貸付計画を下回る状況が続いていたが、計画の見直しが十分に行われておらず、計画と実績が近い離す状況が続いていた。林業・木材産業改善資金及び林業就業促進資金のいずれも実績とのかい離は解消していない状況のため、資金需要をより一層的確に把握し、実態に即した貸付計画の策定に努められたい。

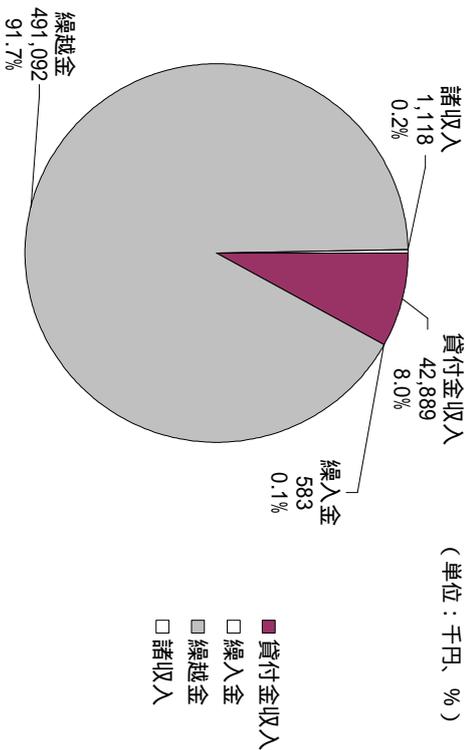
林業改善資金貸付特別会計の収支状況について

【監査結果】

A. 収入の状況

収入状況の内訳は貸付金収入、繰入金及び繰越金等であり、そのほとんどを繰越金が占めている状況であった(グラフ3)。

【グラフ3】 林業改善資金貸付特別会計の収入済額内訳 (平成21年度)



また、平成21年度の前算額と収入済額を比較したところ、前算現額では繰越金が163,050千円計上されていたが、収入済額は約491,092千円であり、前算現額を大きく上回っていた(表19)。

【表19】 林業改善資金貸付特別会計の収入前算現額と収入済額の比較 (平成21年度)

	貸付金収入	繰入金	繰越金	諸収入	計
前算現額 (A)	52,950,000	2,721,000	163,050,000	100,000	218,821,000
収入済額 (B)	42,889,000	583,494	491,092,282	1,118,178	535,682,934
差額 (B) - (A)	10,061,000	2,137,506	328,042,282	1,018,178	316,861,934

単位：円

平成21年度の貸付金収入の収入済額は42,889千円であったが、繰越金は約491,092千円と貸付金収入を大きく上回る金額となっていた。その結果、平成21年度の収入済額は約535,682千円であったが、前算現額は218,821千円であり、収入済額が前算現額を大きく上回っていた。この状況は少なくとも過去5年間においても同様であった(表20)。

【表20】 林業改善資金貸付特別会計の収入前算現額と収入済額の比較

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
前算現額 (A)	209,546,000	209,059,000	208,011,000	207,939,000	218,821,000
収入済額 (B)	530,560,520	555,845,834	556,654,334	541,274,233	535,682,934
差額 (B) - (A)	321,014,520	346,786,834	348,643,334	333,335,233	316,861,934
【参考】収入未済額	557,493	429,411	118,505	3,588,505	10,253,505

単位：円

林業・木材産業改善資金

収入状況の主な内訳は、前年度からの繰越金が約486,031千円、貸付金収入が約42,370千円、諸収入が約1,105千円であり、収入のほとんどを前年度からの繰越金に占めている状況であった。この状況は少なくとも過去5年間(平成17から21年度)にわたって続いており、その金額は、ほぼ横ばいの状況であった。また、諸収入の大半は預金利息であり、これは繰越金を資産運用することによって生じていたものであった。

林業就業促進資金

収入状況の主な内訳は、前年度からの繰越金が5,061千円、支援センターからの償還金が519千円であり、収入のほとんどを前年度からの繰越金に占めている状況であった。この状況は少なくとも過去5年間(平成17から21年度)にわたって続いており、その金額はほぼ横ばいの状況であった。

B. 支出の状況

林業改善資金貸付特別会計全体の支出に関する前算現額と決算額を比較したところ、平成21年度では約128,177千円の不用額が計上されており(表21)、その大半は林業・木材産業改善資金によるものであった。

【表21】 林業改善資金貸付特別会計の支出前算現額と支出済額の比較

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
予算規模 (A)	209,546,000	209,059,000	208,011,000	207,939,000	218,821,000
支出済額 (B)	12,510,359	53,901,299	72,620,750	50,181,971	90,643,494
不用額 (A - B)	197,035,641	155,157,701	135,390,250	157,757,029	128,177,506

単位：円

林業・木材産業改善資金

支出状況の内訳は、貸付金とそれに付随する事務費からなっており、大半を貸付金が占めていた。

林業就業促進資金

支出状況の内訳は、支援センターに対する貸付金の原資であった。

C. 収支の状況

林業改善資金貸付特別会計の収支状況は、平成21年度においては約445,039千円の黒字であった。この実質収支額の大半は、林業・木材産業改善資金の繰越金であり、同資金の貸付実績が伸び悩んでいる一方、過去の貸付金の回収等により多額の資金が特別会計において滞留している状況であり、同様の事態が少なくとも過去5年間に亘り継続している状況が認められた(表22)。

【表22】林業改善資金貸付特別会計の実質収支額

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
実質収支額	518,050,161	501,944,535	484,033,584	491,092,262	445,039,440

単位：円

【監査意見】

林業改善資金貸付特別会計の決算額と予算額が大きくかい離しており、その結果、実質収支額は4億円から5億円という多額の状況で推移していた。これは近年の貸付実績が少ないうちにもかかわらず、予算の見直しを適宜行ってこなかったためであると考えられる。今後は、制度の普及促進を図った上で、適切な資金需要

の把握、実績の向上等により繰越金の削減に努め、収支の均衡、ひいては適正な会計規模の確保に努められたい。

林業改善資金貸付特別会計の自主納付等の状況について

【監査結果】

林業・木材産業改善資金

林業・木材産業改善資金助成法では、自主納付について規定されていない。しかしながら、所管官庁である林野庁は、平成20年度に各都道府県に対して、自主納付の考え方を示したうえで適切な対応を行うよう通知していた⁹。県における自主納付の実施状況については、平成21年度に56,000千円の自主納付を行っていた(これに伴い県一般会計に28,000千円の繰出を実施)。金額は上記林野庁通知に基づいて算定した額を余剰分として自主納付していた。自主納付額が繰越金の一部に留まっているが、過去の最大貸付実績を参考に算定を行っており、林野庁通知の主旨に沿って算定されていた。

林業就業促進資金

林業労働力の確保の促進に関する法律では、自主納付について規定されていない。しかしながら、所管官庁である林野庁は、平成22年度に各都道府県に対して自主納付の手続について整備した上で、必要に応じて自主納付を検討するよう通知していた¹⁰。これを受けて県では自主納付の検討を行っている状況であった。

【監査意見】

林業・木材産業改善資金については、林野庁通知に基づき平成21年度に自主納付を行っていたが、同通知によれば、自主納付を行った後も『その実施の効果等を測るため、実施年度から2カ年度を効果測定期間として置き、2カ年度目の実績において、改善効果が見られない場合は、再度自主納付の検討を要すると考えられる』とされている。引き続き会計規模の随時見直しに努め、必要に応じて自主納付と併せた県一般会計への繰出を行うことで、繰越金の有効活用を図られたい。

林業就業促進資金については、今後、林野庁からの指導も踏まえ自主納付の検討を行うなど適正な会計規模となるよう努められたい。

*9 平成20年9月12日付け林野庁林政部企画課長通知「林業・木材産業改善資金に係る自主納付の考え方について」

*10 平成22年10月18日付け林野庁長官通知「林業就業促進資金貸付事業の適切な運用について」
同日付け林野庁林政部経営課長通知「林業就業促進資金利用計画及び自主納付の考え方について」

岐阜県森林組合連合会

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき行政組織をこのたび、関係機関の規程により、その組織に関する報告を次のとおり公表す
る。

平成三十三年四月二十日

岐阜県森林組合連合会	中	藤	田	隆
岐阜県森林組合連合会	大	嶋	正	一
岐阜県森林組合連合会	福	沢	博	二
岐阜県森林組合連合会	水	谷	正	三
岐阜県森林組合連合会	井	上	正	四

第1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ
「各種団体への負担金の支出について」

2 選定理由

県では、全庁的に各機関がそれぞれの施策分野において各種団体へ加入し、団体の求めに応じた負担金（分担金、会費等の名称で支出するものを含む）を支出している。
危機的な財政状況を受け、補助金を始め全庁的な事務事業の見直しが進む中、これら負担金の支出に当たっても、団体へ加入する目的を明らかにするとともに、加入団体からの給付の有効活用とその成果の確認、必要に応じた負担金額や事業内容の見直し（要請）などにより、支出の透明性、有効性及びチェック機能を高めていく必要がある。

そこで、これまで横断的な実態把握に至っていない「各種団体への負担金の支出について」をテーマに設定し、これらの状況について監査を実施することとした。

第2 監査の概要

1 実施期間
平成22年10月から平成23年1月まで

2 監査対象とする負担金の選定

「負担金」の定義
各種団体への加入、給付の対価として県が負担する費用に対しては、主に「負担金」、「会費」、「分担金」などの名称が用いられている。これらは、請求する各団体独自の判断に基づくものであり、それぞれの団体が客観的な定義を共有しているわけではないため、その名称のみに着目して類型化し、調査、考察を試みることは適切ではないと判断される。

当監査においては、実際にどのような名称が用いられているかにかかわらず、歳出執行科目【節：「負担金、補助及び交付金」- 細節：負担金】により支出されるものはすべて「負担金」に含まれる。

監査対象の範囲

負担金には、主に、特定の事業に要する経費の一部を受益の程度に応じて支出するもの、各種団体の運営に必要な経費に充てる会費的なものなどがある。ここでは、横断的な検証を考慮して、毎年度、継続的に支払われている会費的な性格を有する負担金を対象とする。

よって、以下の項目のいずれかに該当する負担金は、監査対象から除かれる。
・ 国、地方公共団体に対する負担金

- （例：国直轄事業負担金、市町村に対する工事負担金等）
 - ・ 一時的な事業のために設置された実行委員会に対する負担金
 - ・ 福祉給付・個人給付に係る負担金（例：児童福祉費負担金 等）
 - ・ 特定施設等の運営・維持管理に係る負担金
 - ・ 単発的に開催される各種大会、研修会等への参加に係る負担金
 - ・ 単発的、臨時的な事務事業の実施のために支出する負担金
- イ なお、年間支出額が数万円程度の少額負担金については、事実上、会議開催

や構成員間の連絡調整等を目的とした最低限の事務的経費に相当するものが多くと考えられることから、後述する監査の着眼点に照らすと、その傾向を明らかにすることには限界がある。

そこで、上記アの基準に加え、各種団体等に対して、本庁機関において平成21年度に1件当たり30万円以上を支出し、かつ平成22年度も金額の多寡にかかわらず継続して予算措置がなされている負担金に監査対象を絞り込んだ。

(参考) 平成21年度における負担金支出の状況(現地機関を除く)

負担金 総計 3,337件 57,311,915,701円

うち前記2 アに合致する負担金合計 259件 157,067,864円

うち前記2 イに合致する負担金合計 62件 143,098,220円

10万円未満	10万円以上 30万円未満	30万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上
140件 (54.1%)	57件 (22.0%)	24件 (9.3%)	12件 (4.6%)	12件 (4.6%)	7件 (2.7%)	7件 (2.7%)
4,779,143円 (3.0%)	9,190,501円 (5.9%)	9,009,800円 (5.7%)	9,071,000円 (5.8%)	18,063,577円 (11.5%)	28,073,843円 (17.9%)	78,880,000円 (50.2%)

* 複数の機関が同一負担金を個別に支出している場合、それぞれ1件としてカウント

3 監査対象機関

前記2 イに該当する負担金を所管する31機関(「別表」参照)

4 監査の実施内容

監査の実施方法
 監査対象である31機関から提出された行政監査調査に基づき、書記による調査を行い、その結果を踏まえて監査委員による本監査を実施した。

監査対象期間
 平成21年度決算時における負担金の状況を中心に、平成19年度から平成22年度までの負担金額の推移や見直し状況も踏まえて監査を実施した。

5 監査の着眼点

今日の危機的な財政状況の中で、政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある財源や人員等を効果的に活用し、最大限の効果を発揮していくためには、行政運営全般にわたって、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」を継続的に繰り返す「PDCAサイクル」を徹底することにより、行政運営の効率化と行政サービスの維持向上を図っていくことが求められる。

県が団体に継続加入し、負担金を毎年度継続支出するに当たっても、「PDCAサイクル」の観点から、負担金支出の是非や負担金額の妥当性等について点検することが必要である。

このため、以下4点の柱立てに沿って着眼点を設定した。

- ・ 団体への加入目的に合った給付の機会があるか
- ・ 団体への加入目的は明確になっているか
- ・ 団体からの給付及びその機会は十分に確保されているか
- ・ 団体からの給付が県の事務事業に有効活用されているか
- ・ 団体の実施する事業等に積極的に参加しているか
- ・ 団体からの給付を事務事業へ十分に活用しているか
- ・ 団体に関する情報の把握に努めているか
- ・ 団体の財務状況及び事務合理化状況等の把握に努めているか
- ・ 団体の収支状況から見た負担金算定上の問題点はないか
- ・ 団体への加入成果を確認し、改善につなげているか
- ・ 団体への加入成果の確認は行われているか
- ・ 団体加入(継続)の見直しの検討状況

(参考) 当監査における「給付」について

当監査においては、団体から県(会員)に提供される有形(例:会報・啓発資料の配布、情報システムの利用など)無形(例:研修会、説明会など)のサービスに加え、県が関与、活用し得る機会のある団体活動(例:総会開催、国への要望・提案活動、会員相互の意見交換など)をすべて「給付」と表現する。

(別表)

部局名	課名	負担金の支出先団体	執行金額
-----	----	-----------	------

(単位:円)

都市建設部	公共政策課	(財)都市計画協会	中部国際空港利用促進協議会	10,000,000		
			中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会	2,000,000		
			リニア中央新幹線建設促進岐阜期成同盟会	981,000		
			(財)中部空港調査会	650,000		
			街路公園課	木曾三川公園建設促進協議会	400,000	
			下水道課	(社)日本下水道協会費(本部)	(社)日本下水道協会費(本部)	1,529,000
					木曾川右岸流域浄水事業促進協議会	1,452,000
					日本建築行政会議	750,000
			建築指導課	公共住宅事業者等連絡協議会	400,000	
			総務課	全国都道府県議会議長会	6,282,000	

警察本部	交通規制課	O S S 推進警察協議会	5,552,000
合 計	31機関	62件	143,098,220

第3 監査の結果及び意見

1 総合的な意見

今回の監査に当たり、各負担金の所管機関に対し、団体に加入しないことによる事務事業への影響の有無を確認した(表)。その結果、ほとんどの機関において、団体に加入しないことにより何らかの支障があると認識している。

しかしながら、団体事業への参加状況に照らして見た場合、支障があると認識しながら必ずしも給付を十分に活用していない実態も一部に認められるところである。

各所管機関にあっては、団体に加入すること自体が目的となっていないが、あらためて自己点検を促したい。

【表】団体に加入しないことによる事務事業への影響の有無/団体事業への参加状況

参加状況	常時参加している	おおむね参加している	一部のみ参加している	全く参加していない	合 計	
					実数	比率
影響の有無					46	74.2%
大きな支障がある	29	10	7		46	74.2%
ある程度支障がある	6	1	5	2	14	22.6%
支障はない					0	0.0%
分からない				2	2	3.2%
合 計	35	11	12	4	62	
	56.5%	17.7%	19.4%	6.4%		100.0%

各種団体への会費的な要素を持つ負担金は、県の本庁機関全体で約1億5千万円に及んでいる。個々の負担金額はもとより、団体に対する県の関与状況も、独自で

加入の是非を判断することが難しい全国レベルのものから、主体的に意思決定をしやすいうろつく・県内単位のものまで、様々である。

これらについて一律に見直しを議論することはできないが、いずれの負担金にあっても団体への加入目的を明確にするとともに、団体からの給付を県として有効に活用し、費用対効果を高めていくことを強く意識する必要がある。

監査対象とする負担金を横断的に検証した結果及び意見を要約すれば次のとおりであり、それぞれの機関が継続的な改善に努められることを望むものである。

団体に求める給付を明らかにし、その給付実態を確認する

県が各種団体に加入し、負担金を支出する前提として、当然ながらその必要性、目的を明確にするとともに、その目的に応じた団体からの給付が享受できる状況にあることを各所管機関が認識している必要がある。

今回の監査では、明らかに団体への加入目的が明確でないもの、団体から県への給付が何ら存在しないといったものはなかったが、一部には加入目的に応じた給付を本県としては受ける状況に至っていない事例が見受けられたところである。

団体への加入目的、負担金額に照らして十分な給付の機会があるか、団体事業の経年の変化はどうかなどの視点で、定期的に団体からの給付の実態を確認するとともに、団体に対して本県が求める給付を提案・要請するなどにより、一層有益な給付が得られるよう努められたい。

団体からの給付に積極的に参加・活用する

県の事務事業の推進に当たり必要と認められる団体事業に対し積極的に参加することは、負担金支出の効果を高める観点から重要である。

まず、団体からの給付を直接受けている実態がないにも関わらず、継続加入している事例があったので、こうした負担金については、早急に団体事業への参加状況の改善、場合によっては団体加入の要否も含めた見直しを図られたい。

また、団体事業にあまり積極的に参加していない理由として、負担金以外に求められる費用負担に対応できていない実態も明らかとなった。参加に必要な経費の捻出に努められたい。

さらに、団体からの給付に対する県の事務事業への活用度合いについては、必ずしも「事務事業に不可欠」ではなく「参考活用する」という状況の負担金も多い。

団体からの給付が県の事務事業にどの程度寄与しているかを特に意識しながら、加入成果を確認する必要があるという点に留意されたい。

団体情報の把握に努め、「給付に見合う負担金」を検証する

団体の財務状況は、負担金の使途、負担金水準の妥当性及びそれらの経年変化の検証などに当たり必要な情報であるが、全体の約1割の負担金については、その内容を確認していないという状況にあった。団体に加入していればこうした財務情報に関する書類は容易に入手できる環境にあるので、団体の事務合理化の状況等も含めて確認をされたい。

特に、団体の収支状況に照らして負担金算定上の問題点がないかという視点で財務状況を確認し、「給付に見合う負担金となっているか」を検証することが重要である。県として疑義があるものについては、必ず団体に確認するとともに、必要に応じ、負担金水準の見直し、一時徴収停止、負担金の精算（返還）など、負担金徴収の取扱い変更を要請（事務局として検討）されたい。

団体への加入成果に応じた見直しを行う

県の事務事業推進に当たり、団体への加入がどのように寄与したのか、その成果を定期的に確認することは、加入（継続）の要否、団体事業への改善要請など必要な見直し作業の端緒となるが、全体の3割を超える負担金についてはこのような成果確認の作業がなされていなかった。

団体事業の実施状況の確認にとどまることなく、県の事務事業との関連も意識してこうした成果確認の作業を随時実施し、一層有効な給付を受けるための見直しに努められたい。

また、こうした見直しの結果、本県としてその加入目的が薄れたとしつつも、構成員間で団体の存続に対する認識が異なっているため、他の構成員の意向も踏まえ、継続加入している事例も認められた。必ずしも本県単独で加入の要否を判断できるものばかりではないが、本県として継続加入する以上は、団体事務局及び他の構成員との関係やそれらの意向も踏まえつつ、団体への加入成果が高まるよう、適切な見直しに努められたい。

最後に、負担金支出について一定期間が経過したものについては、団体加入を継続することが妥当であるか、全庁横断的に見直し検証をする機会を設けることが有

効であると考えられる。財政当局等においては、予算編成時等における実施について検討されたい。

2 監査対象とする負担金の状況

負担先団体の概要

ア 団体区分とその活動範囲

監査対象とした62件の負担金の負担先を団体区分別に見ると、協議会が全体の約4割、さらに同盟会を加えると全体の約半数に及んでおり、任意組織の比率が比較的高いことが伺える。また、社団法人及び財団法人も全体の約4割を占めている（表A-1）

団体の主な活動範囲を見ると、全国を主な範囲とする団体が全体の約半数を占めている一方で、県内を主な範囲としている団体は比較的少数であった。これは、今回の監査で対象とする負担金の基準（平成21年度の支出額が1件30万円以上）も影響していると思われる。

なお、全国を主な活動範囲としている団体は、特定の団体区分に偏ることなく広く分布している反面、県内を主な活動範囲としている団体は、協議会等の任意組織が比較的多いという傾向も見られた。

これら県内の協議会等組織の中には本県が事務局を務める団体も多数あり、団体の運営方針の決定や負担金の算定に当たり、主体的に意思決定しやすい立場にあると考えられる。

【表A-1】 団体区分と団体の主な活動範囲（本県が事務局を務める団体（内数））

区 分	全 国	中部地方	東海地方	県 内	そ の 他	合 計	
						実 数	比 率
独立行政法人	1				1	1	1.6%
財団法人	12		1		13	13	21.0%
社団法人	8	1		1	10	10	16.1%
その他の法人	1				1	1	1.6%
協議会	10	1	6	4	26	41.9%	
同盟会	2	2	1	1	7	11.3%	

その他の団体	実数					合計	比率
	1	6	9	9	3		
合計	35	9	9	9	62	62	100.0%
比率	56.5%	9.7%	14.5%	14.5%	4.8%		

1 会員の状況

各団体の主な会員（構成員）については、地方公共団体、民間企業、個人など様々な者を受け入れる団体が多い。

主な特徴としては、全国を主な活動範囲とする34団体のうち、全47都道府県が加入している団体が全体の8割近い26団体に及ぶことが挙げられる。これらも含め、全国を活動範囲としていたり、会員数の多い団体においては、団体の運営方針の決定や負担金の算定に当たり、本県の意向が反映されにくいと考えられる。

団体の会員数は、10未満の少数のものから500を超す大規模なものまで広く分布している状況にあり、特に全国を主な活動範囲とする財団法人・社団法人は、比較的会員規模の大きな団体が多いという傾向が見られた（表A-2）

【表A-2】 団体区分と会員数

区 分	会員数					合 計	
	10未満	10～50	51～100	101～500	501以上	実 数	比 率
独立行政法人		1				1	1.6%
財団法人			4	4	5	13	21.0%
社団法人			2	3	5	10	16.1%
その他の法人		1				1	1.6%
協議会	4	13	4	3	2	26	41.9%
同盟会		2		4	1	7	11.3%
その他の団体		2	2			4	6.5%
合計	4	19	12	14	13	62	100.0%
比率	6.4%	30.6%	19.4%	22.6%	21.0%		

ウ 団体における本県の関与状況

本県職員の本県職員への就任について見ると、全体の半数近い団体で何らかの役職に就任している状況にあった(表A-3)。特に県内や東海地方等を主な活動範囲とする団体には、知事等が団体の正副会長ほか要職に就任しているものも多いので、団体運営等に当たり本県の意向を伝えやすい環境にあると考えられる。

なお、本県が出資・出捐している団体は、3団体のみであった(表A-4)。

【表A-3】本県職員の団体役員への就任

区分	実数	比率
知事	12	19.4%
副知事	2	3.2%
部次長	8	12.9%
課長以下	6	9.7%
なし	34	54.8%

【表A-4】本県の団体への出資・出捐

区分	実数	比率
あり	3	4.8%
なし	59	95.2%

最も上位職にある者の就任状況で区分

負担金の概要

ア 負担金額の経年推移及び支出開始時期

監査対象とした62件の負担金の総額について、平成19年度から平成22年度までの4か年度の経年推移を見ると、平成21年度までは微増傾向にあったが、平成22年度(見込)には前年度から約12%減少していることが分かる(表B-1)。

また、個々の負担金に係る前年度からの変動状況を見ると、前年度から減額した負担金の件数割合が年々大きくなってきていることが認められる。低迷する経済状況や地方公共団体を取り巻く厳しい財政環境などを背景に、各団体が会員の負担軽減を理由として自主的な見直しを図ったことが主な要因であり、中には本県の申し入れにより減額された負担金も含まれる。

その一方、平成19年度以降3年間に、金額に変動のない負担金も全体の約3割に当たる18件を占めた。

【表B-1】負担金額の経年推移

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(見込)
負担金総額 <62件 > (前年度比)	134,522,724円	140,223,968円 (104.2%)	143,098,220円 (102.0%)	126,037,600円 (88.1%)
前年度からの変動				
増額した負担金(比率)		13/62件(21.0%)	17/62件(27.4%)	24/62件(38.7%)
減額した負担金(比率)		11/62件(17.7%)	4/62件(6.5%)	2/62件(3.2%)
増減なし(比率)		38/62件(61.3%)	41/62件(66.1%)	36/62件(58.1%)

本県における負担金の支出開始時期は、特定の時期に偏ることなく広く分布しており、おおむね平成初期を境目としてそれ以前からのもの、それ以後からのものがほぼ同数となっている。昭和30年度以前からの負担金を始めとして、数十年間継続して支出しているものも多い(表B-2)。

【表B-2】負担金の支出開始時期

年 度	S30以前	S31～S50	S51～S63	H元～H10	H11～H15	H16以降	不明
実数	4	10	10	12	9	11	6
比率	6.5%	16.1%	16.1%	19.4%	14.5%	17.7%	9.7%

イ 負担金支出の根拠等

負担根拠、算定根拠は、いずれも「会則等による」とするものが多い(表B-3、表B-4)。会則等によるものであっても、具体的な負担金額を明記することなく毎年度別に定めることとし、会員からの意見等も踏まえて必要に応じ金額の見直しが図られている負担金も多かった。なお、算定根拠にあつては、協議会又は同盟会を中心に「収支の状況による」とする団体も約2割を占めたが、このうち年度内に負担金の精算(追加徴収・返還等)を行っている団体はわずかであった。

算定における本県の関与状況については、「県の意向も踏まえて決定とする」とするものが半数を超えている。ただし、これは総会における議決などの手続を根拠として選択した回答であると考えられるものもあり、実際に県が負担金額の算定過程に加わっている団体はさらに限定されることが考えられる(表B-5)。

【表 B - 3】負担根拠

区分	実数	比率
法令等による	0	0.0%
会則等による	60	96.8%
任意	2	3.2%

【表 B - 4】算定根拠

区分	実数	比率
法令等による	0	0.0%
会則等による	40	64.5%
料金表による	6	9.7%
収支の状況による	16	25.8%

【表 B - 5】算定における本県の関与

区分	実数	比率
本県主導で決定	3	4.8%
本県の意向も踏まえて決定	38	61.3%
事実上、本県の意向が反映される状況にない	21	33.9%

3 着眼点ごとの監査結果及び意見

団体への加入目的に合った給付の機会があるか

ア 団体への加入目的は明確になっているか

【監査結果】

まず、負担金の支出の前提となる団体への加入目的（負担金の支出目的）が明確になっているかについて、各負担金の所管機関から意見を聴取した。

その結果、団体の設立目的及び事業内容に照らして、明らかに加入目的が明確でない事例、県の事務事業の推進方向との間にかい離が見られる事例は認められなかった。

しかし、例えば、加入目的を「所管する政策分野における情報収集」、「会員の意見交換」と回答した機関の中には、団体からの給付を受け身的に捉えている機関、県としてどのような加入成果を求めるのか必ずしも明らかになっていない機関なども見受けられた。それぞれ所管機関においては、あらためて加入目的に立ち返り、団体に求める給付内容を一層具体化する作業が求められる。

【監査意見】

県が団体に加入する意義、求める給付の内容は、常に一定ではなく、県政

を取り巻く状況変化とともに、常に変化し得る。県の事務事業の推進方向及びそのために必要な給付と団体からの給付内容との間にミスマッチが生じないよう、常に加入目的を明確に意識して、団体からの給付状況の確認及びその活用に努められたい。

イ 団体からの給付及びその機会は十分に確保されているか

【監査結果】

団体から県への給付の主な内容は（表 1 - 1）のとおりであった。

多くの負担金において共通して給付の対象となっているものとしては、総会・会議の開催、大会・研修会の開催、会報・出版物の発行等が挙げられる。その他には、WEBサイト等による会員専用情報の提供、パンフレットや各種資料の配布、県内各種団体への助成金の交付など極めて広範囲に及んでいるが、ほとんどの団体で、これらの中から複数種類の給付があることが認められた。

給付の程度についてみると、「総会・会議」「大会・研修会」は年 5 回未満の開催が多かったが、「会報・出版物」は半数が年間 11 回以上の発行機会があり、負担先団体からの給付の接点としては「会報・出版物」の占める割合が比較的高いことが推測される。

また、各会員への個別の情報提供、調査研究などにより、できる限り個々の会員の要請にも応えようとする団体が多いことから、団体から与えられた給付を受け身的に活用するだけでなく、本県が積極的に団体にアプローチすることで、本県が求める独自の給付が得られる可能性も認められる。

他方、「大会・研修会」、「出版物・会報」及びその他の給付を受けるに当たり参加費、資料代など負担金以外の対価が必要な場合があり、地方公共団体向けの全国的な情報システムを管理・運用している団体に対し、多額のシステム利用料等を別途負担している事例も多かった。中には、県内で稼働させるためのシステム導入を見合わせているため、加入目的に応じた給付を本県として受ける状況に至っていない事例（事例 1）も見受けられた。負担金のみならず実費負担を合わせた県負担総額の中でどのような給付が受けられるのかという点についても留意していく必要がある。

【表 1 - 1】県への給付の主な内容及びその頻度

回数区分(年間)	総会・会議		大会・研修会		会報・出版物	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
年 11 回以上	2	3.2%	5	16.7%	20	50.0%
年 6 ~ 10 回	6	9.7%	3	10.0%	5	12.5%
年 1 ~ 5 回	54	87.1%	22	73.3%	15	37.5%
該当なし等	0		32		22	

その他

<主なもの>

- ・WEB サイト、メールアドレス等による会員向け情報提供
- ・情報システムの管理・運用
- ・e-ラーニングサイトの提供
- ・パンフレット・啓発資料等の交付
- ・県内市町村や各種団体への助成金の交付
- ・展示会出展・誘客 PR 事業等の実施
- ・首都圏での PR 機会の提供
- ・表彰・顕彰事業
- ・国等に対する提案・要望活動
- ・特定課題の調査研究・戦略策定等のサポート事業
- ・ポスター・作文コンテストの開催 等

事例 1：加入目的に応じた給付を本県としては受ける状況に至っていない事例

<負担金の概要>

- ・負担先団体名 : OSS (ロンスタップサービス) 都道府県税協議会
- ・主な会員 : 全都道府県
- ・所管課 : 総務部税務課
- ・負担金の支出開始 : 平成 17 年度
- ・負担金額の推移

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
金額	6, 201, 000 円	6, 178, 000 円	6, 178, 000 円	6, 178, 000 円

- ・本県職員の就職就任状況：なし
- ・団体への出資・出捐状況：なし

<支出目的と活用状況>

・当協議会は、自動車保有手続の OSS (ロンスタップサービス ; 自動車の新車登録に伴い必要な地方税、車庫証明等関係手続を、インターネットを活用してオンライン化するもの) に係るシステム開発・運営を行うことを目的として全都道府県が加入している組織である。

自動車保有手続の OSS に関しては、この他に、全都道府県警察が加入する「OSS 推進警察協議会」も組織され、ほぼ同水準の負担金を毎年支出している状況にある。

・このシステムは現在 10 都府県において稼働しているものの、その導入に当たっては協議会への負担金の他にも県独自の高額なシステム改修経費 (数億円単位) を要する一方で、稼働県における利用率は約 10% (平成 21 年度) 等一般自動車ユーザーの活用見込やその導入効果が不明確な部分もあり、本県も含め具体的な導入を見合わせている県も多い。

<監査の着眼点に照らした問題点・課題>

・平成 21 年度の負担金額 (6, 178 千円) の内訳は、システム運用に係る経費相当額である「共有経費」5, 678 千円 (均等割 + 自動車保有台数割) と「事務局経費」500 千円 (各会員均等) からなる。

・共有経費は、システムの稼働の有無にかかわらず、すべての都道府県に対して一律のルールで課せられており、導入を見合わせている本県の立場からいえば、多額の負担金を支出しているにもかかわらず、具体的な給付は認められないこととなる。

・政府の IT 戦略構想「e-Japan」に基づき全都道府県の合意のもとにシステム運用されているため、現状では本県単独での退会等の対応は困難である。

平成 22 年度に「共有経費」等の大幅な見直しが見られ、平成 23 年度の負担金額は 669 千円となったが、こうした全国的な取組みを行う団体に対しては、団体の事業計画の実施に当たり本県がどのように関与していくか、事後の費用対応に問題ないかなどについて、当初加入時あるいは新たな事業計画策定時に十分な確認と検討を行う必要がある。

【監査意見】

団体への加入目的、負担金額に照らして十分な給付の機会があるか、団体の経年の変化はどうかなどの視点で、定期的に団体からの給付の実態を確認されたい。

また、県の事務事業との関係において不可欠な給付が得られているかという視点でも検証を行い、例えば、団体に対して本県が求める給付を提案・要請するなどにより、一層有益な給付が得られるよう努められたい。

団体からの給付が県の事務事業に有効活用されているか

ア 団体の実施する事業等に積極的に参加しているか

【監査結果】

団体からの給付の中には、会報のように会員であれば必然的に享受できるものもあるが、数ある給付の中から、加入目的に応じて団体事業に積極的に参加し、県の事務事業に活用していくことが、負担金支出の効果を高めることにつながるという。

団体が実施する事業等への参加度合いについては、客観的に状況把握することが難しいが、各負担金の所管機関に対し、参加度合いに応じた4段階の自己評価を依頼した(表2-1)

その結果、「常時参加している」とする回答が半数を超えた一方で、「一部のみ参加している」又は「全く参加していない」とする回答も約2割あった。

「一部のみ参加している」とした理由を確認したところ、全国を主な活動範囲とする財団法人、社団法人等の実施事業を中心として、各種の参加費、テキスト代、県外旅費等の費用が別途必要となることが多く、近年の予算措置状況を踏まえると参加を見送らざるを得ないという意見も多かった。

しかし、むしろこうした厳しい財政環境の中にあっても負担金として一定額を支出しながら、団体事業への参加機会を逸していることは、必ずしも負担金額に見合った十分な給付を受けているとはいえない。

【表2-1】団体事業への参加の程度

区分	実数	比率

常時参加している	35	56.5%
おおむね参加している	11	17.7%
一部のみ参加している	12	19.4%
全く参加していない	4	6.4%

さらに、「全く参加していない」ものの中には、「団体事業の内容は、送付資料で確認できるため」という回答があったほか、本県として給付を直接受けられている実態がなく加入取りやめの検討はしたものの、負担金を減額させた上で、継続加入しているという事例(事例2)があった。これらについては、参加状況の改善、場合によっては団体加入の要否も含めた見直しが必要と求められる。

事例2：給付を直接受けられている実態がないものの継続加入している事例

<負担金の概要>

- ・負担先団体名 : 財団法人平成基礎科学財団
- ・主な会員 : 地方公共団体・民間企業・各種団体・個人
- ・所管課 : 環境生活部人づくり文化課
- ・負担金の支出開始 : 平成16年度
- ・負担金額の推移

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
2,000,000円	300,000円	300,000円	300,000円

団体会員(地方自治体)の負担金額は人口数を目安とされているが、本県は、財団に減額を要請し、平成20年度より従前の200万円から30万円になっている。

- ・本県職員の就職状況：なし
- ・団体への出資・出捐状況：なし
- <支出目的と活用状況>

・同財団は、基礎科学に関する理解の増進を図るとともに、基礎科学に関する研究・教育活動を奨励し、我が国の基礎科学の振興に寄与することを目的として、ノーベル物理学賞及び岐阜県民栄誉大賞の受賞者である小柴昌俊氏(現理事長)が中心となり設立された団体である。

・本県では、同財団の設立目的が「科学技術立県」という県政の方向性に合

致していること、小柴氏の研究拠点である「カミオカンデ」が県及び飛騨地域のPR、活性化に寄与していることなどから、平成16年度に賛助会員として財団に加入した。

・財団では、優れた研究業績を挙げた若手研究者や理科教育に著しい教育効果を上げた教育関係者を対象とした顕彰などの諸事業を実施しており、県内においては財団が主催する「楽しむ科学教室」が実施され、県内高校生が参加してきた。

< 監査の着眼点に照らした問題点・課題 >

- ・財団では、例年、研究者等の顕彰、講演会、「楽しむ科学教室」の開催などを主要事業として実施している。
 - ・本県においては、平成16年度の財団加入以後、平成18年度までの3か年度は「楽しむ科学教室」の開催実績があったが、平成20年度以降の負担金が大幅に減額した結果、県内において具体的な事業を実施することは、ほぼ不可能となっている。
 - ・会員は広く全国に分布しているため、財団事業が必ずしも県内開催されるとは限らないが、県として団体に加入している以上、何らかの給付の活用実態があつてしかなるべきである。
 - しかしながら、本県以外で開催される催事などの財団事業に対する県としての参加、県民への周知等の取組みはなされておらず、この他に何らかの給付を直接受けているという実態は見受けられなかった。
 - ・所管課は、本県の負担金支出の主目的は若手研究者の支援等を行う財団に対する活動支援であり、この点については一定の負担金支出の効果が認められるとしている。
- しかしながら、直接の給付の活用実態がないという現状の改善のため、財団の活動に対して本県が参加、活用しやすくなるよう積極的に提言するなど、財団事業への関与のあり方の見直しが求められる。

【監査意見】

県の事務事業の推進に当たり必要と認められる団体事業に対し積極的に参加することは、負担金支出の効果を高める観点から重要である。負担金以外の費用負担が生じることも多いが、財政状況も踏まえつつ、その参加に要す

る経費の捻出に努められたい。

一方で、団体事業の多くについて、県の事務事業の推進に当たり参加する必要性が乏しい場合にあつては、負担金支出（団体加入）の要否にも踏み込んで必要な見直しを図られたい。

イ 団体からの給付を事務事業へ十分に活用しているか

【監査結果】

団体からの給付に対する事務事業への活用度合いに関しても、その客観的な状況把握は難しいが、代表的な給付である「大会・研修会」及び「会報・出版物」を対象として、それぞれの活用度合いに応じた3段階の自己評価を依頼した（表2-2、表2-3）

その結果、「大会・研修会」「会報・出版物」いずれについても、「事務事業に不可欠」及び「事務事業に参考活用」とする回答がおおむね同じ割合で見られ、「直接必要となるものではない」とする回答はなかった。

【表2-2】大会・研修会等の活用度合い

区 分	実数	比率
事務事業に不可欠である	20	50.0%
事務事業に参考活用している	20	50.0%
直接必要となるものではない	0	0.0%
該当無し	22	

【表2-3】会報・出版物の活用度合い

区 分	実数	比率
事務事業に不可欠である	20	43.5%
事務事業に参考活用している	26	56.5%
直接必要となるものではない	0	0.0%
該当無し	16	

【監査意見】

「大会・研修会」及び「会報・出版物」の事務事業への活用状況を見る限

り、それぞれ「事務事業に不可欠である」とする回答はおおむね全体の半数にとどまっている。

「事務事業に参考活用」しているとする負担金にあっては、団体からの給付が県の事務事業にどの程度寄与しているかを特に意識しながら、加入成果を確認（後述）する必要があるという点に留意されたい。

団体にに関する情報の把握に努めているか

ア 団体の財務状況及び事務合理化状況等の把握に努めているか

【監査結果】

団体の事業実施に当たり負担金収入が有効活用されているか、団体の事業内容に照らして過大な負担を求めていないか等を知る上で、各団体の財務状況を把握することは有効であるとともに重要である。

そして、こうした情報は年次総会等において配布される財務諸表、事業報告書等の内容を確認することにより、その概要を把握することが可能である。

各負担金の所管機関に団体の財務状況の把握実態について確認したところ、ほとんどの負担金に関してその内容を確認していたものの、団体の財務書類を徴収していない、又は徴収しているが内容確認までしていないとする負担金も全体の約1割を占めることが認められた（表3-1）。

また、近年は特に各種団体に対する事務合理化の要請が一段と高まっていることもあり、これらの状況も併せて把握することが有益であるが、財務情報のように書類のみで客観的に確認するということは難しいので、必要に応じて団体に問い合わせる等の対応を行うことが望ましいと考えられる。

この点についても、約1割の負担金において確認をしていないという回答があった（表3-2）。

【表3-1】団体の財務書類（事業計画書・決算書等）の確認状況

区分	実数	比率
書類を徴収し、内容確認している	55	88.7%
書類を徴収しているが、内容確認までしていない	5	8.1%
書類を徴収していない	2	3.2%

【表3-2】団体の事業見直し、事務合理化等の状況の確認

区分	実数	比率
個別の問い合わせ等により確認している	27	43.5%
総会等の会合において説明受ける程度	29	46.8%
確認していない	6	9.7%

【監査意見】

団体の財務状況は、負担金の使途、負担金水準の妥当性及びそれらの経年変化の検証などに当たり必要な情報であるので、定期的な確認をされたい。

また、本県を始め多くの構成員の財政環境が厳しい中にあっても、負担金額を固定化している団体も多いことから、団体の事務合理化の状況についてもできる限り確認し、必要に応じ、負担金額への還元などについても要請されたい。

イ 団体の収支状況から見た負担金算定上の問題点はないか

【監査結果】

負担金の算定根拠については、「第3-2(2)負担金の概要」に記載のとおり会則等の客観的基準に基づいて決定されている団体が多い。これらは一旦決定されると長年固定化される傾向が強いため、団体の直近の収支状況などに照らして、こうした基準に基づく負担金水準自体に見直しの余地がないかという点にも留意する必要がある。

今回の監査に当たっては、各団体の財務書類の提供を受け、収支決算の特徴を把握することとしたが、主に協議会・同盟会等の収支決算において、事業費執行率の低さから多額の次期繰越金が生じているものの負担金の金額に変動がみられない事例（事例3）が多く見受けられた。

このうち県所管課が事務局を務める団体にあつては、将来の一次的な経費負担増に備える必要があり、収支の状況に合わせて頻繁に負担金額を見直すことは避けたいという意見が多かった。それでも単一年度で見た場合、費用負担と給付の程度にかい離があることは否めないことから、見直しを含めた検討を求

事例3：団体の収支に多額の繰越金が生じている事例

<負担金の概要>

・ 負担先団体名 : 東海環状道路建設促進期成同盟会

(事務局: 岐阜県道路建設課)

・ 主な会員 : 東海 3 県 1 市等

・ 所管課 : 県土整備部道路建設課

・ 負担金の支出開始 : 昭和58年度

・ 負担金額の推移

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
350,000 円	350,000 円	300,000 円	300,000 円

・ 本県職員の就職就任状況: 県土整備部長(参事)等

・ 団体への出資・出捐状況: なし

<支出目的と活用状況>

・ 当同盟会は、東海環状自動車道の早期整備を促進するために設置された団体であり、設置以来、継続して本県が事務局を務めている。

総会、連絡会議(年 2 回)の開催、資料作成、国への提案・要望活動の実施などを主な事業活動としている。

<監査の着眼点に照らした問題点・課題>

・ 同盟会では、一般会計と、特別の事業を行うことを目的とする特別会計の 2 つの会計を設置している。

・ 平成21年度決算をみると、一般会計では、負担金収入総額120万円の約 2 割が年度分に相当する前期繰越金収入240万円余も含めて歳入計上(総額360万円余)している一方で、歳出の執行規模(総額92万円余)が小さいため多額の不用額が発生しており、次期への繰越金が267万円余と、年々拡大していく状況にある。

なお、特別会計は、平成21年度決算における次期繰越金が400万円を超えているが、これは例えば道路の新規開通時における催事開催など、不定期に多額の経費を要する事業の実施に備えるものとされている。

・ 負担金の額は平成21年度に前年度から 5 万円減額されているが、あらためて現在の負担金水準が妥当かどうかを検証し、必要に応じ負担金の削減などの対応を図る余地がある。

【監査意見】

団体の収支状況に照らして、負担金算定上の問題点がないかを確認し、必要

に応じ、負担金水準の見直し、一時徴収停止、負担金の精算(返還)など、負担金徴収の取扱い変更を要請(事務局として検討)されたい。

例えば、収支状況が以下に例示するような団体は、特に留意が必要である。

- ・ 会員向けの事業経費に比較して、管理的経費(事務所経費、人件費等)の割合が高い。
- ・ 多額の次期繰越金、基金積立が生じている。
- ・ 受益の範囲が特定会員に限定される事業に関する特別会計等を設け、一般会計から多額の負担金収入を繰り出している。
- ・ 事務合理化等の要請を反映して、事業費水準を下げている一方で、会費収入総額はほとんど変動していない。

また、団体に対して、負担金と併せてシステム利用料などを別途負担している場合は、負担金の額が当該システム利用等以外の給付状況に見合うか、実質的に両者の重複徴収になっていないかなどの視点も含めて確認されたい。

団体への加入成果を確認し、改善につなげているか

ア 団体への加入成果の確認は行われているか

【監査結果】

事務事業の成果を確認し、必要な改善につなげていくことは、あらゆる県の事務事業の遂行に当たり求められる共通視点であるとは言ってもない。とりわけ各種団体への負担金の支出は、一部には本県の意向が反映されにくいものがあることも踏まえ、県としてどのような加入成果が認められるのか、県民への説明責任を果たす意味でも、より一層留意を注ぐべきである。

しかしながら、3割を超える負担金については、こうした加入成果の確認を「特に実施していない」という現状が明らかとなった(表 4 - 1)

さらに、加入成果の確認方法については、「団体の事業報告書類の確認」などと回答が多かった。団体事業の実施状況の確認にとどまることなく、県の事務事業の推進に当たり団体からの給付がどのように寄与しているのかにまで踏み込んで加入成果を検証している機関は、必ずしも多いとは認められなかった。

【表 4 - 1】 加入成果の確認状況

区 分	実数	比率
次年度の子算要求に合わせて実施	24	38.7%

予算要求時以外に個別に実施	18	29.0%
特に実施していない	20	32.3%

成果の確認方法（主なもの）
<ul style="list-style-type: none"> 団体の事業報告書類の確認 総会、幹事会等での意見交換 団体の行う成果報告会の内容確認 団体が運用するシステムの利用実績の確認 団体ホームページに寄せられた感想の確認

【監査意見】

団体への加入成果（負担金支出効果）の確認とは、単に予算要求等に併せて団体の事業内容を再確認するだけではなく、団体への加入目的に照らし自らの事務事業との関連でどのような成果があったかを検証する作業である。県としての団体加入要否の検討、団体事業の改善要請など、必要な見直し作業の端緒となることをあらためて認識し、随時実施されたい。

イ 団体加入（継続）の見直しの検討状況

【監査結果】

団体への加入は、県の施策・事務事業を実現する手段の一つであるという前提を立てば、各所管機関にあつては、団体に加入すること自体が目的となっていないかという点について、前述した加入成果の確認を行うなどにより常に自己点検することが必要である。そして、その過程において、加入（継続）取りやめの検討も必要に応じて実施されるべきである。

今回、各団体への加入取りやめの検討実績について確認したところ、「検討はしたことがある」とする回答が約2割を占めた（表4-2）。多くは、近年の事務事業の見直し要請を受けて、優先順位として廃止検討の対象とはなったものの、結果的に事務事業推進上の必要性から廃止を見送ったという事例である。

また、当該団体からの加入（継続）又は第三者からの加入（継続）要請の状況は、（表4-3）及び（表4-4）のとおりであり、当該団体からの加入（継続）要請があつたとする回答が約4分の1を占めている。一部の協議会組織にあつては、こうした見直しの結果、本県としてその加入目的が薄れたとしつつも、構成員間で団体の存続に対する認識が異なっているため、他の構成員の意向も踏まえて継続加入しているという事例があつた。

【表4-2】 加入取りやめの検討

区 分	実数	比率
検討したことがある	13	21.0%
検討したことがない	49	79.0%

検討はしたが加入を取りやめなかった理由（主なもの）

- 事務事業の推進上、引き続き加入する必要がある（有益である）ため。
- 他の構成員の強い存続意向があるため。
- 脱会には他会員の同意が必要となっており、事実上困難である。
- まずは、会費の減額を要請するにとどめた。

【表4-3】 団体からの加入（継続）要請の有無

区 分	実数	比率
これまでに要請があつた	16	25.8%
これまでに要請がない	46	74.2%

【表4-4】 国など第三者からの加入（継続）要請の有無

区 分	実数	比率
これまでに要請があつた	7	11.3%
これまでに要請がない	55	88.7%

【監査意見】

団体への加入の見直しに当たっては、必ずしも本県単独でその要否を判断できるものばかりではないが、本県として継続加入する以上は、団体事務局及び他の構成員との関係やそれらの意向も踏まえつつ、団体への加入成果が高まるよう、適切な見直しに努められたい。

最後に、負担金支出について一定期間が経過したものについては、団体加入を継続することが妥当であるか全庁横断的に見直し検証をする機会を設けることが有効であると考えられる。

すでに県単独補助金の継続判断などに当たっては、こうした見直しの機会が設けられているが、財政当局等においては、予算編成等に当たり、負担金の支

出に關しても横断的な見直し検証の機会を設けることを検討されたい。

岐阜県認知症施策推進課

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき事務事業調査をしたので、同条第九項の規定により、その結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十三年二月二十八日

岐阜県認知症施策推進課	伊	藤	正	健
岐阜県認知症施策推進課	大	嶋	成	剛
岐阜県認知症施策推進課	岐	大	信	一
岐阜県認知症施策推進課	水	谷	雄	一
岐阜県認知症施策推進課	神	戸	正	雄

第 1 監査実施時期

平成22年11月から平成23年 1 月まで

第 2 監査対象機関

次の事務事業を所管する機関

事務事業名	所管する機関
行政財産の目的外使用に係る使用料の減免事務	総務部管財課
岐阜県リサイクル認定製品認定事業	環境生活部廃棄物対策課
証明書等発行事務	教育委員会学校支援課

第 3 監査の着眼点

監査に際しては、以下の 3 つの観点に加え、合規性、正確性又は公平性、さらには透明性など多角的な観点から、事務事業ごとに個別具体的な着眼点を設定した。事務事業の執行が、より少ない費用で実施できないかといった経済性

事務事業の執行に際し、同じ費用でより大きな効果が得られないかといった効率性
事務事業の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、又は効果を上げているかといった有効性

第 4 監査の結果

監査の結果、次のとおり意見を述べた。

行政財産の目的外使用に係る使用料の減免事務

事務事業の概要

「岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例」第 3 条に基づき、公益上の理由等から使用料を減免するもの

監査の結果及び意見

行政財産の一部については、地方自治法に基づき、本来の用途又は目的を妨げない限度において団体の事務室等として使用を認め（以下「目的外使用許可」という。）条例に基づき、使用料を徴収している。年間を通じて団体等の事務室等として使用するものに係る平成21年度使用料収入額は、235,670千円となっている。

使用料は、使用目的に公益上の理由等があると認められる場合、使用者からの申請に基づき、その一部又はすべてを免除（以下「減免」という。）することができることから、県では減免基準を定め、減免審査の統一的な運用を図っている。

目的外使用許可を受けたものうち、使用許可期間を更新し、継続して使用している団体の事務室等の減免手続を確認したところ、当該年度の減免申請がないまま使用料を減免している事例があった。そのため、県の取扱いを確認したところ、使用許可期間の更新の場合、許可内容に変更はなく、使用許可期間のみが変わるものであり、過去の使用料の減免も許可の中に含まれるため、改めて減免申請の必要はない、とのことであった。

今回の監査の結果、使用許可期間の更新に伴い、引き続き当該年度の使用料

<p>を減免した機関の約3割が、更新申請時の状況が過去の減免申請時の内容と一致することを確認しないまま、減免していた（減免額15,792千円）</p> <p>また、一部機関において、減免基準で「団体の事務室」に区分されない車庫及び駐車場を「団体の事務室」とみなし、使用料を減免していた（減免額381千円）</p> <p>ついでに、使用許可期間の更新に伴う減免申請の取扱いの見直し及び減免基準の明確化について検討するとともに、関係機関への指導を徹底されたい。</p> <p>岐阜県リサイクル認定製品認定事業（平成21年度事業費2,027千円）</p> <p>事務事業の概要</p> <p>「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」に基づき、リサイクル認定製品を認定し、利用推進を図るもの</p> <p>監査の結果及び意見</p> <p>県は、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進に資するリサイクル製品を「岐阜県リサイクル認定製品」(以下「認定製品」という。)として認定し、利用推進を図っている。認定製品数は、平成22年12月末現在、166製品となっており、品目別にみると、再生土木資材等の土木・建設資材が多くを占めている。</p> <p>条例では、県の責務として、県による優先的な調達努力、市町村による優先的な利用の要請、事業者及び県民に対する情報提供、広報活動等の実施を定めるとともに、毎会計年度終了後、県の調達状況を公表することとしている。</p> <p>このため、県の調達状況を確認したところ、年々過減傾向にあり、市町村の調達状況も横ばいで推移していた。</p> <p>事業者及び県民に対する情報提供、広報活動等として、パンフレットを毎年5,000部作成しているが、その内容は、認定製品が紹介されているものの規格が記載されていないなど利用者にとって活用しづらい内容となっていた。また、県機関に一律2部配布するなど配布先の必要性、効果等が十分検討されていなかった。</p> <p>県ホームページにおいて県の調達状況を公表しているが、公表品目が毎年度</p>	<p>変更されているなど経年で比較するには分かりづらい内容となっていた。</p> <p>ついでに、認定製品の大半を占める土木・建設資材の調達について、公共工事を所管する県土整備部等とこれまで以上に連携するなど県における利用推進に向けた仕組みづくりを検討されたい。</p> <p>情報提供、広報活動等については、パンフレットの内容及び配布先を見直すとともに、各種広報ツールを活用したきめ細やかな的確な情報の提供に努められたい。県の調達状況の公表についても、より分かりやすい内容となるよう工夫されたい。</p> <p>証明書等発行事務</p> <p>事務事業の概要</p> <p>県立高等学校において、成績証明書等の各種証明書を発行するもの</p> <p>監査の結果及び意見</p> <p>県立高等学校は、卒業生に対し、成績証明書、単位取得証明書等の各種証明書（以下「成績証明書等」という。）を年間約13,000枚発行している。発行に当たっては、在校時の指導状況等が記載された指導要録に基づき必要事項の記入を要するなど教職員に事務負担が生じている。</p> <p>県では、納税証明書等の発行に当たり、事務負担が生じることから手数料を徴収しているが、成績証明書等については無料となっていた。</p> <p>全国の状況を調査したところ、卒業生に対する成績証明書等の発行については、39都道府県において有料化（平均400円/枚）されており、無料で発行しているのは、岐阜県のほか7県のみとなっている（在校生に対しては、いずれの都道府県も無料）</p> <p>ついでに、受益と負担の適正化を図るため、卒業生に対する成績証明書等の発行について、有料化を検討されたい。</p> <p>岐阜県総務課課長 中川 伸一 岐阜県総務課課長 中川 伸一</p>
--	---

財団法人岐阜県教育文化財団	なし	3件
社団法人岐阜県森林公社	なし	3件
社会福祉法人岐阜県福祉事業団本部	なし	なし
岐阜県立はなの木苑	なし	なし
岐阜県立幸報苑	なし	なし
岐阜県立寿楽苑	なし	なし
岐阜県立ひまわりのはな(第二学園)	なし	なし

また、監査対象とした出資・出捐団体を所管する機関に対して、次のとおり指導を行った。

実施年月日	機 関 名	出資・出捐団体名	監査結果
平成23年1月25日	人づくり文化課	財団法人岐阜県教育文化財団	貸与商品の貸付手続が不適正

補助金等交付団体

実施年月日	実施団体名	補助金等の名称	指摘事項	指導事項
平成23年2月28日	学校法人浅野文化学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	なし	なし
	学校法人荻須学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	なし	なし
	学校法人真徳寺学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	なし	1件
	学校法人本誓寺学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	なし	1件

財団法人岐阜県身体障害者福祉協会	岐阜県幼児教育緊急環境整備事業費補助金	なし	なし
	身体障害者福祉協会補助金	なし	なし
	障害者アートパソク設置運営費補助金	なし	1件
	岐阜県小規模作業所緊急支援事業交付金	なし	なし
	福祉メディアアスナーシヨソ事業補助金	なし	なし
	障害者ITプログラマ事業補助金	なし	なし
社会福祉法人ひがし福祉会	岐阜県福祉・介護人材処遇改善事業補助金	なし	なし
	岐阜県事業者コエト対策事業補助金	なし	なし
	社会福祉施設等施設整備費補助金	なし	なし
社会福祉法人池田町社会福祉協議会	社会福祉施設等施設整備費補助金	なし	なし
社会福祉法人如水会	岐阜県老人福祉施設等整備費補助金	なし	なし
社団法人岐阜県歯科医師会	岐阜県歯科保健診療車整備費補助金	なし	なし

平成23年 1月20日	恵那市	クリスタルパーク恵那スケート場	なし	なし
-------------	-----	-----------------	----	----

また、監査対象とした指定管理者を所管する機関に対して、次のとおり指摘を行った。

実施年月日	機 関 名	指 定 管 理 者 名	監 査 結 果
平成23年 1月20日	スポーツ健康課	恵那市	指摘 行政財産の目的外使用許可の手続不備

第3 平成22年度財政的援助団体等監査結果

地方自治法第199条第7項に基づき、県が資本金等を4分の1以上を出資等している団体（出資・出捐団体）の25団体、補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）の39団体、指定管理者に指定された団体（指定管理者）の8団体の合計72団体に対し、監査を実施した。

監査の結果、20団体において、5件の指摘事項、27件の指導事項、1件の所管機関指摘事項、4件の所管機関指導事項及び1件の本課検討事項が認められたので、是正、改善等の措置を講じるよう求めた。

1 監査期間

平成22年12月27日から平成23年 2月28日まで

2 監査実施団体数

72団体

区分	監査実施団体数		監査結果件数		所管機関指摘事項	所管機関指導事項	本課検討事項
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項			
出資・出捐団体	25	4	10	5	21	0	1
補助金等交付団体	39	0	6	0	6	0	3
指定管理者	8	0	0	0	0	1	0
合 計	72	4	16	5	27	1	4

(注) 1 補助金等交付団体又は指定管理者が出資・出捐団体と重複する場合には、出資・出捐団体として整理している。
2 補助金等交付団体とは、補助金、負担金、交付金の交付団体をいう。
3 監査実施団体数の「指摘あり」は、同時に指摘がされた場合を含む。

3 団体を所管する部署別団体数

(単位：団体)

部署名	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		計	
	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり
知 事 直 轄	-	-	-	-	-	-	-	-
総 務 部	-	-	-	-	-	-	-	-
総 合 企 画 部	1	2	0	1	-	-	1	3
環 境 生 活 部	0	1	0	2	-	-	0	3
健 康 福 祉 部	0	0	0	1	-	-	0	1
商 工 労 働 部	1	0	0	2	-	-	1	2
農 政 部	0	3	0	0	-	-	0	3
林 政 部	0	1	0	0	-	-	0	1
県 土 整 備 部	0	0	-	-	-	-	0	0
都 市 建 築 部	1	2	0	0	0	0	1	2
ぎふ清流流通団体推進局	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育 委 員 会	1	1	0	0	0	0	1	1
警 察 本 部	0	0	-	-	-	-	0	0
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	4	10	0	6	0	0	4	16

4 監査結果の分野別件数

(単位：件)

分 野 名	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者	
	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項
収 入 関 係	0	4	0	0	0	0
支 出 関 係	0	4	0	0	0	0
契 約 関 係	1	1	0	0	0	0
財 産 関 係	1	3	0	0	0	0
決 算 関 係	3	9	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	6	0
合 計	5	21	0	0	6	0

(注) 監査結果が複数の区分に係る場合は、主な内容が属する区分で計上。

5 重点監査項目

特に重点的に調査点検すべき項目として6項目を設定し、該当団体において監査を行った。

(単位：件)

区 分	重点監査項目	指摘事項	指導事項	所管機関 指摘事項等
出 資 ・ 出 捐 団 体	(1) 県補助金の執行状況の検証 (2) 団体会計規則に基づく経理事務の検証 (3) 決算事務の正確性の検証	0 0 3	0 3 9	0 0 0
補助金等交付団体	(4) 適正な申請・報告事務の検証	0	3	4
指 定 管 理 者	(5) 協定事項の遵守状況の検証 (6) 収支決算の正確性の検証	0 0	0 0	0 0
合 計		3	15	4

(注) 指摘事項、指導事項及び所管機関指摘事項等の件数は、「2 監査実施団体数」中の監査結果事件数等の内数。

主な監査結果は次のとおり。

- ・ 財務諸表の作成において、注記事項に記載すべき項目が記載されていなかったこと、固定資産の減価償却費の計算が誤っていたこと、有価証券の計上が誤っていたこと等の正確性が欠けていた。
- ・ 退職給付引当金の処理において、職員の給与月額を誤ったこと等により退職給付引当金の計上額を誤っていた。

6 財政的援助団体等監査における意見、要望事項等

財政的援助団体等監査において、監査対象団体に対して質疑を行い、団体の見解を求めるとともに、必要に応じて意見等を述べた。

主な意見、要望等は次のとおり。

- ・ 監査対象団体への意見・要望
- ・ 財団法人岐阜県体育協会における選手育成に対する企業の役割分担について
- ・ 財団法人岐阜県市町村行政情報センターにおける受託料金の引下げについて

- ・ 社団法人岐阜県森林公社における借入金の償還について

監査対象団体への質疑

- ・ 財団法人セラミックパーク美濃における施設の稼働率を向上させる取組について
- ・ 財団法人岐阜県建設研究センターにおける公益目的事業の今後の方向性・あり方について
- ・ 岐阜県道路公社の解散に向けた未償還額の圧縮について
- ・ 社会福祉法人岐阜県福祉事業団における利用者から預かっている預貯金等の管理体制について
- ・ 財団法人岐阜県産業経済振興センターにおける設備貸与事業の未収金の回収見込みについて
- ・ 社団法人岐阜県農畜畜産公社における長期保有農地の売却見通しについて
- ・ 岐阜県土地開発公社における今後の代替地の処分方針について
- ・ 岐阜県住宅供給公社におけるワークジョブ24の借入金の状況について
- ・ クリスタルパーク恵那スケート場における集客の取組について